

第三十九回 参議院社会労働委員会會議録第二号

昭和三十六年十月四日(水曜日)

午前十一時四分開会

委員の異動

九月二十七日委員相馬助治君辞任につき、その補欠として天田勝正君を議長において指名した。

九月二十八日委員平島敏夫君辞任につき、その補欠として村山道雄君を議長において指名した。

九月三十日委員天田勝正君辞任につき、その補欠として相馬助治君を議長において指名した。

十月二日委員竹中恒夫君辞任につき、その補欠として石田次男君を議長において指名した。

委員長の異動

本日吉武恵市委員長辞任につき、その補欠として谷口弥三郎君を議長において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員長 谷口弥三郎君
理事 鹿島 俊雄君
坂本 昭君
藤田藤太郎君

委員

勝俣 稔君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
徳永 正利君
村山 道雄君
山本 杉君
横山 フク君

久保 等君
小柳 勇君
村尾 重雄君
石田 次男君

國務大臣 厚生大臣 滝尾 弘吉君

政府委員 厚生政務次官 森田重次郎君
厚生大臣官房長 高田 浩運君
厚生省公衆 尾村 偉久君
衛生局長 五十嵐義明君
衛生省環境 衛生局長 川上 六馬君
厚生省医務局長 牛丸 義留君
厚生省薬務局長 太宰 博邦君
厚生省社会局長 大山 正君
厚生省児童局長 小山進次郎君
厚生省年金局長 増本 甲吉君

常任委員 増本 甲吉君
会専門員 増本 甲吉君

本日の会議に付した案件

○社会保障制度に関する調査 (一般厚生行政に関する件)

○委員長(谷口弥三郎君) それではただいまから開会いたします。

開会前に、ただいま理事會を開きまして、そうして理事の方々に御相談を申し上げましたところ、本日の日程は、社会保障制度に関する調査、これにつきましましては、滝尾厚生大臣がもうすぐ見えますが、滝尾厚生大臣、きょうは、あちらの方に呼ばれているので、早く帰りたいと言っておられますけれども、これに対するおまな質疑をいたしまして、そうしてそのほうは終えたいと思います。

それから次回の日程は、明日の午前十時から、前どおりお話ししておりますように、労働行政に関する調査、これにつきましましては、福永労働大臣の所信表明、これに対する質疑などをいたしたいと思ひます。

それから次に、定例日は、今週はやはり今までもどおり、火曜が厚生、それから木曜が労働というふうなことがなっておりますが、あとでいろいろ衆議院とも相談いたしまして、もう少し数を多くしたいという、そういうことができるかどうか、相談してみたいと思ひます。

それではまず、日程に入ります前に、一言ごあいさつを申し上げます。本日、はからずとも本會議におきまして、吉武委員長のお受けをしまして、社会労働委員長に私が選任された次第でございます。これまでも、長い間、社会労働関係の委員会に参加はいたしておりましたが、私は、これまで全然委員会の運営とかというような方面には不手際でもありますが、全然タッチしておりませんので、これからには特に厚生労働などにつきましましては、重要な問題が山積しているように思われますので、特に皆様方の非常な御熱意をもつて御指導、御鞭撻をいただきたいと思ひます。私自身もできるだけ誠心誠意このことに当たりたいと思ひますから、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(谷口弥三郎君) それでは社会労働委員会の委員の異動を御報告申し上げます。

九月二十八日付をもって平島敏夫君が辞任されまして、そのあとに村山道雄君が選任されました。

また、十月二日付をもって竹中恒夫君が辞任されて、石田次男君が選任されました。

○委員長(谷口弥三郎君) それでは社会保障制度に関する調査を議題といたします。

この際、滝尾厚生大臣から厚生行政の基本方針についての所信を聴取することにいたします。滝尾厚生大臣。

○國務大臣(滝尾弘吉君) 第三十九回国会における参議院社会労働委員会が初めて開催されるにあたりまして、私はこの機会に、厚生省所管の行政に関しまして、所信の一端を申し述べたいと思ひます。

あらためて申し上げるまでもなく、社会保障制度の充実強化をはかり、国民の生活安定と福祉の向上をはかりますことは、現内閣の最も重きを置く施策の一つとして、今日この意味においても特に重要な役割をになつておるのであります。私は、微力ではございますが、全力を傾けまして、社会保障制度の整備充実、厚生行政各般の施策の推進に努めて参りたいと思ひます。

さて、本年四月、拠出年金制度の発足による国民年金の全面実施、また、国民健康保険の全面実施により、いわゆる国民皆年金、国民皆保険の体制も整い、厚生行政も一応の整備をみた状況であります。しかしながら、厚生行政個々の施策について見ますと、特にその内容を充実し、その水準を上げていく必要のあるもの、あるいは相互にその調整を必要とするものも少なくないことを痛感する次第であります。

すなわち、国民各階層を通じて、都市、農村等を通じて、ひとしく保険福祉のサービスが適切に行なわれるよう各種の施策の充実強化をはかり、肉づけを行なうことが緊要でありますので、その推進に大いに力を尽くしたい所存であります。国民年金法の一部改正法案、公的年金通算制度創設のための法案、児童扶養手当法案等は、いずれもこのような方針に基づき、その一環として提案されたものであります。今国会においてぜひともこれら法案が成立いたしますことを心から期待するものであります。

次に、診療報酬等社会保険医療に関する諸問題につきましては、私も就任以来鋭意これが解決に努力して参つてきていますところでありまして、先月中旬から開催いたしました関係者による懇談会において、一応今後の進むべき方向も示唆されましたので、その線に沿い、各方面の協力も得て、問題の円満解決と施策の推進をはかるべくさ

のでございます。

さて、本年四月、拠出年金制度の発足による国民年金の全面実施、また、国民健康保険の全面実施により、いわゆる国民皆年金、国民皆保険の体制も整い、厚生行政も一応の整備をみた状況であります。しかしながら、厚生行政個々の施策について見ますと、特にその内容を充実し、その水準を上げていく必要のあるもの、あるいは相互にその調整を必要とするものも少なくないことを痛感する次第であります。

すなわち、国民各階層を通じて、都市、農村等を通じて、ひとしく保険福祉のサービスが適切に行なわれるよう各種の施策の充実強化をはかり、肉づけを行なうことが緊要でありますので、その推進に大いに力を尽くしたい所存であります。国民年金法の一部改正法案、公的年金通算制度創設のための法案、児童扶養手当法案等は、いずれもこのような方針に基づき、その一環として提案されたものであります。今国会においてぜひともこれら法案が成立いたしますことを心から期待するものであります。

次に、診療報酬等社会保険医療に関する諸問題につきましては、私も就任以来鋭意これが解決に努力して参つてきていますところでありまして、先月中旬から開催いたしました関係者による懇談会において、一応今後の進むべき方向も示唆されましたので、その線に沿い、各方面の協力も得て、問題の円満解決と施策の推進をはかるべくさ

のでございます。

に努力をいたしたい所存であります。
その他、低所得者福祉対策、環境衛生対策等につきましても、その充実強化に努める考えでありまして、今回はとりあえず特に緊急を要します生活保護等につき、その基準引き上げをはかるべく、関係の補正予算案を提案したのであります。その他につきましても今後、鋭意その方策につき検討を続けて参りたいと思ひます。

なお、六月集中豪雨及び今次の第二室戸台風による災害対策につきましても、従来における対策等をも勘案いたしまして、適切な措置を講じたい考えであります。

以上、当面の問題について申し述べた次第であります。ここに重ねて各位の御協力を心からお願ひするものであります。

○委員長(谷口弥三郎君) 厚生大臣の所信表明が済みましたので、質疑のありになる方は、順次御発言を願ひたいと存じます。

○坂本昭君 社会保障の諸問題が山積してあります。厚生大臣の所信表明が済みましたので、質疑のありになる方は、順次御発言を願ひたいと存じます。

○委員(長谷川三郎君) 厚生大臣の所信表明が済みましたので、質疑のありになる方は、順次御発言を願ひたいと存じます。

○委員(長谷川三郎君) 厚生大臣の所信表明が済みましたので、質疑のありになる方は、順次御発言を願ひたいと存じます。

けれども、この社会保障というものをどういうふうにか考へておられるか。実は前大臣にこの点を伺ひましたが、やはりわれわれとは基本的な点において違ひがあるのではありませんか。この際、厚生大臣に社会保障というものをどういうふうにか考へておられるのか、その基本的な考へ方を一つ伺つておきたい。

○国務大臣(難尾弘吉君) 御質問の御趣旨が実はよくわかりかねるのでございすが、日本の国といたしまして、健康にして文化的な国民生活を保障するということは憲法に明記いたしておるところでございす。われわれといふところは、政治の基本的目標がそこになければならないと思つた次第でございす。それにつきましても、国民生活全体にわたつて安定した生活ができるように持つていくことが一番大切ではないかと思つてあります。それに必要な施策を講じて参るといふことが最も大切な仕事と考へてゐる次第であります。

私は、社会保障という言葉がいろいろなものを包含するのだから、いろいろな意味があることと存ずるのであります。いわゆるわれわれが社会保障と申しております方面の施策というものは、やはりそのよきな意味におきまして、国の政策、政治の一つの大きな柱にならなければならぬのではないかと、こういうふうにか考へて、その方面のことについて努力をいたしたいと思つてゐる次第であります。

すが、この経済の成長をはかり、所得の倍増をはかりと申しますと、究極するとところはやはり国民生活の安定向上、国民の仕合せを増進するといふところにあるかと思つてゐる次第であります。そのことは言ひかえればやはり国民全体が安心して生活できる状態に持つていくといふところにある、そういう意味において社会保障の整備充実ということが今度の経済政策の一つの大きな目標であるといふことを申し上げることもできると思ひます。同時にまた、経済の安定、経済の成長をはかります上におきましても、やはりいわゆる社会政策、社会保障が伴つて参りませんといふと、なかなか思うように調和のある発展を遂げることができない、かようにも考へてゐる次第であります。国で、いろいろな意味におきまして、国の施策の上において、最も重要な施策の一つとして考へてゐるのが私の趣旨であります。

○坂本昭君 どうも専門家の難尾さんとして何か教科書に書いたような御答弁をいたしてはどうかと思つた。言葉も終戦後、相当使い古されてきた。ことにことしからは皆保険、皆年金、こういう時代になつたので、私はもっと明確にその辺の考へを伺ひたいと思つておつたのであります。今のようなお話を聞いておりますといふと、いわば十九世紀の終わりのころのどこかイギリスかアメリカの人の話を聞いてゐるような感じがせざるを得ない。大体社会保障という言葉自体が、第一次大戦直後のあの恐慌に對処して、当時のルーズヴェルト大統領の作つた言葉であります。たしか一九三

五年だつたと思つたのですが、当時彼は、第一次大戦直後の恐慌に對処して減税と賃上げとそれから社会保障、ソシアル・セキユリテイ、この三つの施策、ちやうど、今池田総理があつてゐるようなことを今から三十年ほど前にいわゆるニュー・ディール政策として、打ち出してきてゐた。そういうところには私は社会保障という言葉の資本主義下における一つの使命といふものがあるんじゃないか。そうしてまた、経済的な状況など、ことしの春の予算委員会の討議以来だんだんと過剰生産の傾向にあるといふことを指摘されて、われわれとしては、ことに私としては、アメリカの第一次大戦直後の状況にはなほ類似してゐるのではないかと、そういう点ではルーズヴェルトがとつた当時の社会保障という新しい概念がまさに日本の場合にも生きてこなければならぬのではないかと。特に厚生省の去年の白書、昭和三十三年の白書にはそういった社会保障の問題をとらまへながらちやうどルーズヴェルトの考へのような、社会保障の前には最低賃金の問題がある。そういうふうには厚生省自体の考へ方もだんだん変わつてゐる。私はそういう中で今非常に疑問を持つておられる厚生省として、難尾厚生大臣以下専門家として、ずぶのしろうととしてではなく、専門家として今度御登場になつたのでありますから、私としては相當な期待を持つて大臣の率直な御見解を承りたいと思つてゐるわけなんです。特に去年以来、厚生白書も指摘してゐますし、それからまた、総理も例の経済成長のことを、これは自信を持って言つておられる。ところが、実際はだんだんだんだんと白書の

階級にしわ寄せをしていることになる。——この二人とも——大学の教授もお百姓さんも募金をやめてしまえと

わずかながらも民間の福祉事業の人たちが助けられている以上はやめてしまえとは思わないし、また、われわれも貧

心で社会事業を見ていきたい、そういう気持は皆さんおありになるのですね。で、私たちもこのことを別に否定

事業に対する社会一般の人の深い理解を進めるためにこういう赤い羽根を今すぐやめてしまえということは言って

すでに権力組織に乗った強制的なものであるというところに問題がある。さらに戸別募金が八割から九割を

それからもう一つは、募金の配分内訳をよく見ると、民間の社会福

も、その額がきわめて少ないというこ
とであります。先般、全社協の方あるい
は中央募金会の方ともわれわれ社会党

まあ灘尾大臣はこの間まで中央募金の会長をしておられたからよく御存じだと思いますが、ごくわずかな募金の

常に対してすら大体四〇%ぐらいしか満たしていない、こういう点は私は非常

で、私たちはこうした二つの事実の上に立って、なぜこの募金の問題を十九世紀の終わり、あるいは二十世紀の

初めの欧米におけるような慈善事業、
こういふところでは大金持がほとんど
寄付をしている。そういう考えが、
今、日本で通用しないとしても、少な
くとも大法人がもっと大口な寄付をす
べきではないか。もちろん共同募金の
委員会ではことは法人からたくさん
募金を取り立てたいということと言っ
ておられるし、それからまた、去年か
らは、大蔵大臣の法人税施行規則第八
条の規定に基づいた告示をされて、十
月一日からたしか十二月の終わりでま
で寄付をされたものは損金として認め
るという告示も、これは去年からです
か、実施されておって、法人の人たち
の寄付の奨励ということもいささかな
されている。なされているけれども、実
質的にはまだ三割が四割ぐらいの募金
にしかならない。これがふえたところ
で一〇割には至らない。一般の戸別の
募金は八割から九割、こういう点にも
非常に問題がある。私はさらに全社協
で、たとえばこれはたとえば全社協の
要求項目を見ると、庁費三千円を六千
円に引き上げてもらいたいとか、修繕
費三百円を六千円に引き上げてもらい
たいとかいう、こういう要求がある。
結局これは今の募金で古くなった施設
を修理したり改善をしたり、あるいは
増築をしたりすることにこの募金の金
が回されているけれども、むしろちゃ
んと予算を組んで、修繕費三百円を六
千円に引き上げたり、庁費三千円を六
千円に引き上げたり、それだけで
十分に民間の社会事業の運営が達成せ
られるはずだと思う。こういうところ
に共同募金というものが単なる自己満
足に終わって、本来果たすべきところ

の社会事業というものを少しも推進し
ていないではないか——少しもという
と語弊があるかもしれないが、きわ
めて不十分過ぎる。これらのことにつ
いて、つまり社会事業に対する基本的
な難尾大臣の考えを伺い、かたがたこ
の赤い羽根の運動についてのあなたの
見解、このことはもう来年度の予算に
直接関係をしていくことでありますの
で、この際、具体的に一つ見解を伺っ
ておきたい。

○国務大臣(難尾弘吉君) 共同募金に
ついてのお尋ねでございましたが、お
話の中にもございましたように、実は
厚生大臣に就任するまで私共同募金会
の会長をいたしておりましたのであり
ます。いろいろな御批評につきまして
は、私といたしましても過去のやり方
に対して反省をされる点も多々あると
思います。また、募金会の会長として
いろいろ感じた点も実はたくさんある
のであります。それにつきまして憲法
の条章をお引きになってのお話でござ
いまして、憲法の条章というものは、
もちろん国として最も尊重しなけれ
ばならない大きな理念であり目標で
あると思ひます。したがって、その理
念のもとに国の施策というものが講ぜ
られていかなければならないというこ
とも、これも明らかなことだろうと思
ひます。ただ現実の問題といたしまして
は、なかなかそこまで手が及ばないとい
うような問題は、これは現実問題とし
てあるかと思ひます。その責任を
持つという気持のもとにすべてのこと
は考えていかなければならないという
ことは、これは御指摘のとおりでござ
います。ただ私は、そういうような理
念のもとに国政をやるにいたしました

も、社会福祉、こういうような問題、
あるいは社会保障というような問題を
進めて参ります上において、国民のい
わば心からなる何といひますか、協力
といひますか、理解、これはぜひなけ
ればならぬ、やはり国民に社会福祉と
いうようなことについての心持のない
ところでは社会福祉の事業も社会保障
もなかなか栄えてこないという気持を
持つておるのであります。国民の心か
らなるやっぱり支持、理解というもの
がなければ、いわゆる福祉国家と申し
まして、ただ単に施設が整つてお
る、法律制度が整つておるというだけ
では私は物足りないという気がいたす
のでございます。まあ、それはそれと
いたしまして、現実問題として、今日
の状況は共同募金というやうなものを
必要とするまで事態にあるわけでは
ない、かりにいろいろな施設、あるい
は制度が完備いたしまして、共同募
金を必要とする要素がまだ残るのでは
なからうかというやうなことも考えら
れるわけでありまして、問題は現在や
っておりますところの共同募金について
の御批判でございしますが、私は共鳴す
る点が多いのであります。

○坂本昭君 われわれにですか。

○国務大臣(難尾弘吉君) あなたの
おっしゃることにです。実はこの間ま
で同じことを私は言ってきたという点
もあるのではありません。つまり政府の施
策が不十分でありますために、本来政
府が国費をもつて、あるいは公の経費
をもつてなすべきことがかなり共同募
金のほうへかぶさってきておる、この
事態は改善すべきではないかというの
が、実はこの間まで私が申しておた
ことなのであります、したがって、

その考え方は、別にその地位を去りま
したからといって変わるわけではござ
いません。なるべく政府の財源の獲得
に努めまして、本来政府として当然負
担してしかなるべきものだといふもの
は、政府のほうで負担する方向に向
かつて私はやはり努力をしていきたい
と思うのでございます。一例をあげて
申しますと、保育所の保育さん
の経費あたりが共同募金の方でしり
ぬぐいされておるということはおかし
いじゃないかといふことは、実はしば
しば私申したことでありまして、これ
はまあ私どものほうで努力をいたしま
して、なるべくそういう方向に迷惑が
かからないようにいたしたいと考えて
おる次第でございします。これも考え方
の問題でございします。

それから共同募金について、いろい
ろ民間ではあるいは強制的ではない
か、あるいは押しつけがましいのではな
いかといふやうな御批判のあることも
しばしば私も伺つておるところでござ
います。そうあつてはならない性質
の問題であるといふことは、これは言
うを待たない、従来からもそういうこ
とにならないようにという指導はそれ
ぞれの向きにおいてやつて参つたと思
いますけれども、受けられるほうの側
から申しますと、そういうやうなお感
じになるということがあると思ひま
す。これは非常に残念なことだと思ひま
す。と同時に、また出されるほうのお
気持から申しますと、やはりこれは共
同募金運動をする者の考えなければな
らない点でございしますが、こういうや
うな事柄に対する理解を深めて参りま
うことになしに、これはひとつ毎年一

回のことだから出そうというやうなお
気持になつていただくことも実は必要
なことではなからうかと思ふのであり
ます。御批判を受ける中には、あるい
は気持さえ変えていただければ何でも
ない、それほどむづかしい問題ではな
いといふ点もある、そういう点は募金
運動として心してやらなければなら
ない、あるいは御理解を求めなければ
ならぬ、いずれにいたしまして無理無
理に強制して取るべき性質のものでは
ない、ほんとうに気持よく、お互いに
助け合うという気持で出していただか
なければ意味をなさない、そういう方
向に向かつては、従来もそうでござい
ましたが、私も特に委員会のときでも
注意をいたしまして、改善に努めたい
と存じております。

それから戸別募金がやたらに多い、
これも御指摘のとおりなんです。その
戸別募金からいろいろの問題が、御批
評が起る場合が多い。各家庭の状況
から見ますといふと、いろいろな御寄
付がある——お祭の寄付とかいろいろ
な御寄付がある、その中に占める共同
募金の寄付というものはそれほど大
したことではないと私は思ふのであり
ますが、それにいたしまして、押し
つけがましいやうな寄付にならないよ
うに注意しつつ、やはり戸別募金にた
よらざるを得ないのが現在の状況で
ございします。

御指摘のように、大口寄付の問題、
これは年来私も苦勞しておるところな
んであります、なかなか思うやうに
参りません。実はせんだつても、私も
わざわざ募金会の諸君と一緒に法人関
係の方々に対して——これは毎年やっ
ておるのですが、今度も特に私参りま

していろいろ御協力をお願いしておりますが、結果はなかなか、最近では幾らか伸びて参りましたけれども、結果は思うように伸びていない。これはもともと、実は少なくとも募金の半分以上は大口募金でまかなえるというくらいのところまではこぎつけていたというのが募金運動関係者のこれまでの考え方であるわけでありまして、思うように伸びないのはあるいはわれわれの努力の足りなかつたせいであるかも知れません、これはその方向に向かつてうんとやつて、戸別募金で共同募金の何もかもまかなつてしまふというような考え方、あるいはそういうような状況がいつまでも続くというのはよろしくないというのが私の考え方でありまして、おおむね御批判に對しましては、私はむしろ共感を覚えることが多いのであります。そういう点につきましては十分注意いたしまして、委員会その他に對しましても御相談を、だんだん改善をするように向かつて参りたいと思つて、本来政府なり公共団体で負担すべきものについては、何とか努力をして財源の補足を、募金のほうにたよらないで済むようにいたしたいというふうには考えております。

○坂本昭君 今のお答えの中で、法人のほうに對する努力が足りないと言われまふけれども、これは確かに、直接出すのは法人のほうですから、あなたのおふところじゃありませんから、ちよつと問題はあつてもいいかもしれません。しかし、戸別にこれくらい強制している以上は、あなたの方池田内閣の責任をもつてこの大資本に對して、租税特別措置でことしは千五百億くらいまけてい

るので、その一割を取り上げたつても私はかまわない、そのくらいは、これはあなたの方の努力というよりは、あなたの方の当然すべき義務だと思ふ、たかだかことしだつて二十数億くらいの募金なんですから、ことに今度は年末のあれを除くという十五、六億程度です。そうしたら十億円や十五億円を、これは大法人から取ることもできないとは私はどうしても言わすことはできない。だからあなたの方、それを大法人から取ることもできないでおつて、あと戸別に強制しようというのを續けていこうとするなら、われわれとしては、もう全国民に徴を下して、金を出すのはやめろというところまで言わざるを得ない。もちろんわれわれは赤い羽根をつけて、社会事業に国民の一人一人が理解を持つて、こういうことは、これは非常に必要だと思ふのです。けれども、あなたの方の当然出さすべき、大法人に出させる義務を怠るようならば、そういうこともせざるを得ない。これが一つ。

もう一つは、今保育所の例をあげられましたけれども、この四、五年の間には保育所というものは非常な荒廃を來たしつゝある。これに對する当然の費用として、保育の準備を上げていく、あるいは整備費を上げていく、こういうことをなぜ厚生大臣として、今度は募金の会長じゃありませんよ、大臣として、これはやるということを一言も言われなかつた、これは非常に私に不当だと思ふ。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 共同募金はあくまでも任意で、しかも気持ちよく出したいだき。この二点についてひとつ明確にお答えしたい。

○藤田藤太郎君 大臣が出ていかれるようですけれども、みんな社会保障の心がまえの問題について、たくさん大臣にお聞きしたいと思つてゐるのですから、ぜひ、ひとつこのうことになしに、今後はびしりと週に二回なら二回、朝から晩まで詰めて、行政の問題を明らかにして、より日本の社会保障を進めたいというかまえて今後出てきていたいただきたいということをお願いしておきます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 実は私、勝手に出ていくのじゃありませんから、向こうから要求がございしますので、お許しをいただきたいと思つてゐます。

○委員長(谷口弥三郎君) ただいまの藤田委員のお話のように、どうしてもこれらの問題については十分検討しなければならぬ、質問せなければならぬ問題がたくさんある。速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(谷口弥三郎君) 速記をつけて。

○政府委員(森田重次郎君) お許しを得まして、ちよつとあいさつを申し上げたいと思つてゐます。今回はからずも厚生政務次官に任命を受けました。厚生行政につきましてはふなれでもありません、かつ、はなはだ浅学でもございまして、はたしてその役割を全うし得るやいなや考えさせられるものがございますが、まあ、できるだけ勉強いたします、皆様方の御鞭撻を得まして、あやまちなきを期したいと思つておられます。どうか今後ともよろしくひとつ御指導下さるようお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(谷口弥三郎君) 速記をちよつとやめて。

(速記中止)

○委員長(谷口弥三郎君) 速記を始めて。

○小柳勇君 大臣に對する一般質問は後日いたしますが、部分的な問題で緊急でありますので、一問だけいたしておきたいと思つてゐます。

先般、社会労働委員会の調査のとき、大阪における薬の乱売の問題を調査して報告を受けました。その後、聞くとところによりまして、また九州の方で薬の乱売が行なわれておるやうであります。具体的には、今年夏ごろに小倉でもまた、大阪の業者が進出したしまして、スーパー・マーケットで薬の乱売をするというやうな話を福岡県薬剤師会から陳情を受けました。先般の社会労働委員会の当局的説明では、これを徹底的に取り締まる、国の法律で取り締まれない面は県知事の条例などによつて取り締まるというやうな話があつたのであります。その後、この問題についてどのような措置をなされておるか、まず、その点をお聞きいたしまして、答弁によつて関連質問いたしたいと思つてゐます。

○政府委員(牛丸義留君) 先般の休会中の当委員会の席上で私から御報告申し上げたと思つてゐますが、当時の決議の趣旨は、各府県——大阪府はもとろんのこと、各府県にもその趣旨をよく説明をして、遺憾のないやうに通達を出したことはもちろんでございまして、ただいま御質問の中にございました佐世保並びに福岡、小倉の乱売も、佐世保は、佐世保市に東映の——いわゆる東映の会社のものじゃございまして、東映と名をつけた、いわば名店街式のものがございます、そこに医薬

品が販売されておる、値引きをして販売をしておる、乱売ということとはたしてどうかと思ひますけれども、要するに一般以上の値引きをして売っておるということでありませう。

それから小倉の東映の会館というのは、これは映画会社である東映が資本を出しまして小倉市の目抜き通りに映画館を兼ねた、百貨店ではございませぬけれども、諸種の販売品を販売をする会館が現在建っているわけでございまして、そこに医薬品の販売の許可が出るというふうなことが関係の地元の業界から私のほうに報告がきております。それで第一の佐世保の問題は、これはもうすでに二、三年前に設立されたものでございまして、まあ乱売の程度というものは問題がございませぬが、私も長崎県を通じてその指導については連絡をしておるわけでございまして、第二の小倉の問題は、まだそういう動きがあるということとで、福岡の県庁のほうに正式に薬局開設の許可の申請はきていないわけでございます。しかし、経営者が非常に大資本でございまして、それから、それに医薬品を取り扱うというものが大阪でとかくわさのあった業界がそれに関連をするということでございますので、地元の小倉市の薬剤師協会、あるいは県の薬剤師協会の方から私どもに事前に連絡がございまして、できればそういう医薬品の販売を東映会館からしないようにしてくれないかという陳情がございました。それで私も、問題は一小倉の問題ではございませぬし、全国的に、大資本のそういう経営による中小の小売商としての薬局というものが経営の圧迫を見るという

ことは、最近の現象として特に目立って参りましたので、東映本社がそういうものを全国的にもし計画でもしておるならば、これは全国的な問題ということも考えましたので、東映本社の担当の重役とお会いいたしました。その辺の事情を聴取したわけでございまして、しかし、その結果におきまして、全国的にそういう計画を持っているわけじゃない、たまたま小倉市にそういう場所があって、そして映画館を作る、映画館を作るについては、それに付随をして販売店を設けていきたい、それは東京あたりでやっておりまして、いわゆる名店街方式でやっていくというところで、医薬品の販売を特に主としておるわけじゃない。それから、地元のほうで社長として入る人がおられるのでございまして、経営はむしろ東映本社が経営の実権を持っておるわけでございまして、その担当重役がその運営の全責任を持っておるということとございまして、私どもも趣旨をよく了解いたしました。たとえ薬局を開設するにしても、厚生省の方針なり、あるいは地元の業界の意に反するようないは業界の個々の薬局の圧迫になるようなことはしたくないというふうなことでまあ別れたわけでございまして。その後、地元の業界の幹部の方々の報告を受けた今日までの経過でございますが、すでにほかの販売店等については準備も整っているわけでございまして、薬局についてはまだその準備をしていないようございまして、積極的に薬局を開設したいという意思は今日ないというふうな私どもは聞いております。しかし、最終的な決定は今日の十日ごろまでに

決定をしていきたいということとございまして、もう一週間ぐらいあるわけでございますが、今日の段階でまだ手続をどうするということのような具体的な動きもございませぬし、それからそれ以前に準備的な動きもないようございまして、私どもは希望的な観測もしませんが、私どもの申し上げた趣旨なり、あるいは地元のそういう非常に強い要望にこたえてくれる公算が相当高いのじゃないかというふうな小倉の問題は考えているわけでございまして。

○小柳勇君 わかりました。

○藤田藤太郎君 私は、きょうはもう質問はいたしません、次官にお願いしておきたいのです。まあ今までの次官はみな努力をしていただきましたが、実際問題としてですね。今までの慣例といひますか、流れといひものをみますと、どうもその行政の責任はむしろ大臣にありますけれども、次官がやはり大事故あるときには大臣に代わってあらゆる処理をするというのが私は行政機構上の問題だと思つております。だから今度は違見な次官おいでになったのですから、その点はぜひひとつそういう心ごまえて出てやってほしいということをお願いをしておきたいのです。ぜひお願いします。

○政府委員(森田重次郎君) ただいまの御意見拝聴いたしました。まさにそのとおりでなければならぬと思ひます。私もできるだけ勉強いたしております。ただまあにわか勉強でございます。それから、率直に申しまして、まあわからない技術的な問題、あるいは専門的な問題等はそれぞれの係の方から答弁いたさせることになっておりますが、しかし、私自身としまして、は極

力たたいまの御期待にお沿い申し上げます。そういう所存でございますから、よろしく御願い申し上げます。

○委員長(谷口弥三郎君) 別に御質疑もございませぬか。――それでは本件に關する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。ありがとうございます。

次回の委員会は、先刻も申し上げましたように、明日午前十時開会の予定にいたしております。

これをもちて委員会を終わります。

午後零時七分散会

九月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、年金福祉事業団法案
一、児童扶養手当法案
一、通算年金通則法案
一、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

年金福祉事業団法案

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員及び職員(第七条―第十六条)

第三章 業務(第十七条―第二十条)

第四章 財務及び会計(第二十一条―第三十一条)

第五章 監督(第三十二条・第三十三条)

第六章 雑則(第三十四条・第三十五条)

第七章 罰則(第三十六条―第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 年金福祉事業団は、厚生年

九月二十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

改正する法律

第一条 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第一項及び第十九条の二 第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和三十三年十二月三十一日」に改める。

第二条 あん摩師、はり師、きゆう

金保険、船員保険及び国民年金の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうとともに、これらの制度の被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進するための措置を講ずることを目的とする。

(法人格)

第二条 年金福祉事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、事務所を東京都に置く。

(登記)

第四条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 事業団でない者は、年金福祉事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、事業団を代表

し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命)

第九条 理事長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、理事長が厚生大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員の欠格条項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権

又は支配力を有する者を含む。）

(役員の解任)

第十二条 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると

き。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が事業団を代表する。

(職員の任命)

第十五条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十六条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十七条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第七十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二及び国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第八十四条の施設のうち、老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定め

るものの設置及び運営を行なうこと。

二 次に掲げる者に対し、厚生年金保険、船員保険又は国民年金の被保険者、被保険者であつた者又は受給権者（以下この号において「被保険者等」と総称する。）の福祉を増進するため必要な老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定め

るものの設置及び運営を行なうこと。

三 前二に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務の委託等)

第十八条 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による厚生大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下第三十三条及び第三十六条において「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第十九条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

(事業計画及び資金計画)

第二十条 事業団は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

もの

ニイからハまでに掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進に必要な業務を行なう法人で政令で定めるもの

三 前二に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務の委託等)

第十八条 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による厚生大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下第三十三条及び第三十六条において「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第十九条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

(事業計画及び資金計画)

第二十条 事業団は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十一条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算)

第二十二条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の予算を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十三条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、

前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び年金福祉債券)

第二十六条 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は年金福祉債券(以下この条において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による長期借入金は、政府から借り入れるものとし、銀行その他の金融機関から借り入れるはならない。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えした短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三十一一条まで(受託会社の権限及び義務)

の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 第一項及び第五項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(交付金)

第二十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に要する費用(第十七条第二号に掲げる業務を行なうための必要な貸付資金を除く。)の一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第二十八条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の取得

二 厚生大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第二十九条 事業団は、厚生省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生省令で定める場合を除き、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十条 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。

(厚生省令への委任)

第三十一条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十二条 事業団は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対して報告を求め、又はその職員に事業団若しくは受託金融機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十四条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五条 厚生大臣は、次の場合には大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十二條、第二十六條第一項、第三項若しくは第七項又は第二十九條の規定による認可をしようとするとき。

二 第十九條第二項、第二十九條又は第三十一條の規定により厚生省令を定めようとするとき。

三 第二十四條第一項又は第三十條の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十八條第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第三十六条 第三十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

第三十八条 第五条の規定に違反して年金福祉事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 厚生大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 厚生大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、その旨を厚生大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべきものは、前条第二項の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に年金福祉事業団という名称を使用し

ている者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(最初の事業年度の特例)

第六条 事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わるものとする。

第七条 事業団の最初の事業年度の予算については、第二十二条中「毎事業年度開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(船員保険法の一部改正)

第八条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第五十七条ノ二に次の一項を加える。

政府八年年金福祉事業団ヲシテ前項ノ施設ノ中年年金福祉事業団法(昭和三十三年法律第 号)第十

2 政府は、前項の施設のうち、年金福祉事業団法(昭和三十三年法律第 号)第十七条第一号に掲げるものを年金福祉事業団に行なわせるものとする。

(国民年金法の一部改正)

第十条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第八十四条に次の一項を加える。

2 政府は、前項の施設のうち、年金福祉事業団法(昭和三十三年法律第 号)第十七条第一号に掲げるものを年金福祉事業団に行なわせるものとする。

(登録税法の一部改正)

第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本蚕繭事業団」の下に「年金福祉事業団」を、「日本蚕繭事業団法」の下に「年金福祉事業団法」を加え、同条第十八号中「日本開港銀行」の下に「年金福祉事業団」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第六ノ八ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ八ノ三 年金福祉事業団ガ年金福祉事業団法第十七条第二号ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の九の次に次の一号を加える。

四ノ十 年金福祉事業団

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「特定船舶整備公団」の下に「年金福祉事業団」を加える。

(行政官庁設置法の一部改正)

第十六条 行政官庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二章第十二号中「新技術開発事業団」の下に「年金福祉事業団」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第十七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二の次に次の一号を加える。

六十二 二年年金福祉事業団を監督すること。

第十四条第九の次に次の一号を加える。

九の二 年金福祉事業団を監督すること。ただし、年金局の主管に属するものを除く。

第十四条の二第四号の次に次の一号を加える。

五 年金福祉事業団を監督すること(主として国民年金の被保険者等に係る業務に関するものに限る。)

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十四条 第二項本文中「首都高速道路公団」の下に「年金福祉事業団」を加える。

児童扶養手当法案

児童扶養手当法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 児童扶養手当の支給(第四―第十六条)

第三章 不服の申立て(第十七―第二十條)

第四章 雑則(第二十一條―第三十六條)

附 則

第一章 総 則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国が、父と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(児童扶養手当の趣旨)

第二条 児童扶養手当は、児童の心身の健全な成長に寄与することを趣旨として支給されるものである。つて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

(用語の定義)

第三条 この法律において「児童」とは、義務教育終了前(十五歳に達した日の属する学年の末日以前)にいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合に、その在学する間を含む。の者をいう。

2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく年金たる給付

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）に基づく年金たる給付（同法附則第二十八條に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。）

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく年金たる給付

四 恩給法（大正十二年法律第四十八号）他の法律において準用する場合を含む）に基づく年金たる給付

五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二十九号）に基づく年金たる給付

六 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

七 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二十四号）に基づく年金たる給付

八 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく年金たる給付

九 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）に基づく年金たる給付

十 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく年金たる給付

十一 国会議員互助年金法（昭和

三十三年法律第七十号）に基づく年金たる給付

十二 執達吏規則（明治二十三年法律第五十一号）に基づく年金たる給付

十三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

十四 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）に基づく年金たる給付（遺族給付を含む。）

十五 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）に基づく留守家族手当及び特別手当（同法附則第四十五項に規定する手当を含む。）

3 この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第二章 児童扶養手当の支給（支給要件）

第四条 国は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することを行う。以下同じ。）ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当（以

下「手当」という。）を支給する。

一 父母が婚姻を解消した児童の父が死亡した児童

二 父が別表に定める程度の廃疾の状態にある児童

三 父の生死が明らかでない児童

四 その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

五 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができないとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

四 父若しくは母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十六号）の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による遺族補償費その他政令で定める法令によるこれらに相当する給付を受けることができない場合、父の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができない母の監護を受けている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該給付の事由が発生した日から六年を経過していないとき。

五 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。

六 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号に規定する里親に委託されているとき。

七 父（母）が当該児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないがその母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた配偶者を含む）と生計を同じくしているとき。

八 母の配偶者に養育されているとき。

3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

第五條 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、八百円とする。ただし、当該母又は養育者が監護し又は養育する前条に定める要件に該当する児童が二人であるときは、千二百円とし、三人以上であるときは

は、千二百円にその児童のうち二人を除いた児童一人につき二百円を加算した額とする。

（認定）

第六條 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

（支給期間及び支払期月）

第七條 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年一月、五月及び九月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支

払期月でない月であつても、支払うものとする。

(手当の額の改定)

第八条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護し又は養育する児童があるに至つた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行なう。

2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

3 手当の支給を受けている者につき、その監護し又は養育する児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行なう。

(支給の制限)

第九条 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者が前年において十三万円（第四条に定める支給要件に該当する者が前年の十二月三十一日において児童の生計を維持したときは、十三万円にその児童一人につき三万円を加算した額とする。）をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

（以下同じ。）があるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十条 母に対する手当は、その母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその母と生計を同じくするものの所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税額が、給与所得の収入金額が五十万円であり、かつ、同法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族が五人である者が通常納付すべき同年分の所得税額を基準とし控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年齢に応じて政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十二条 養育者に対する手当は、その養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税額が、前条の規定に基づく政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十三条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損

害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得又は所得税額に關しては、前四条の規定を適用しない。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を国に返還しなければならない。

一 当該被災者が損害を受けた年において十三万円（当該被災者がその年の十二月三十一日において児童の生計を維持したときは、十三万円にその児童一人につき三万円を加算した額とする。）をこえる所得を有したとき、当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額があること、当該被災者の配偶者に支給された手当

三 当該被災者の所得につき、所得税法の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額が、第十一条の規定に基づく政令で定める金額以上であること、当該被災者を扶養義務者とする者に支給された手当

3 前項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法について

は、第九条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第十四条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 受給資格者が、正当な理由がなく、第二十九条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の間隙に於てなかつたとき。

二 当該児童の父その他の者が、正当な理由がなく、第二十九条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

三 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠つてゐるとき。

第十五条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。

（未支払の手当）
第十六条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、その者が監護し、又は養育していた第四条に定める要件に該当する児童にその未支払の手当を支払うことができる。

第三章 不服の申立て
（都道府県知事に対する異議の申立て）
第十七条 都道府県知事のした手当

の支給に關する処分不服がある者は、その処分のあつた日から六十日以内に、都道府県知事に異議の申立てをすることができ、

2 都道府県知事は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、前項の期間を経過した後においても、異議の申立てを受理することができ、

（厚生大臣に対する審査の請求）
第十八条 前条の異議の申立てに対する都道府県知事の決定に対してなお不服がある者は、その決定のあつた日から六十日以内に、厚生大臣に審査の請求をすることができ、

2 前条第二項の規定は、前項の審査の請求に準用する。

3 前条の異議の申立てをした日から六十日以内に都道府県知事の決定がないときは、申立てをした者は、都道府県知事が異議の申立てを棄却したものとなして、厚生大臣に審査の請求をすることができ、

（時効の中断）
第十九条 前二条の規定による異議の申立て及び審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。
（政令への委任）
第二十条 前三条に定めるもののほか、異議の申立て及び審査の請求の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則
（事務費の交付）
第二十一条 国は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村

(特別区を含む。以下同じ。)に對し、都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

(時効)

第二十二條 手当の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(不正利得の徴収)

第二十三條 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、厚生大臣は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 国民年金法第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。

(受給権の保護)

第二十四條 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第二十五條 租税その他の公課は、手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(期間の計算)

第二十六條 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第二十七條 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第

二百五十二條の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)、都道府県知事又は受給資格者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護若しくは養育する児童の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

(届出)

第二十八條 手当の支給を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に對し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令の定める書類その他の物件を提出しなければならぬ。

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(調査)

第二十九條 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、別表に定める程度の廃疾の状態にあることにより手当の支給が行なわれる児童の父その他の者に対して、

その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の廃疾の状態を診断させることができる。

3 前二項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第三十條 都道府県知事は、手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童又は受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父に對する公的年金給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署、公的年金給付に係る年金制度の管理者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会に對し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に對し、必要な事項の報告を求めることができる。

(手当の支払の調整)

第三十一條 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後を支払うべき手当の内払とみなすことができる。第十三條第二項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その

事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(手当の支払)

第三十二條 手当の支払に関する事務は、政令の定めるところにより政令で定める機関に取り扱われる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2

厚生大臣は、前項の規定により郵政大臣が手当の支払に関する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

(実施命令)

第三十三條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

(事務の委任)

第三十四條 手当の支給に関する事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長に行なわせることができる。

(罰則)

第三十五條 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第三十六條 第二十八條第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、一万円以下の過料に處する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

(認定の請求に関する経過措置)
2 昭和三十一年一月一日において手当の支給要件に該当すべき者は、同日以前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該手当について第六條第一項の認定の請求の手続をとることができる。

(手当の支給に関する経過措置)
3 前項の手続をとつた者が、この法律の施行の際手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する手当の支給は、第七條第一項の規定にかかわらず、昭和三十一年一月から始める。

4 この法律の施行の際現に手当の支給要件に該当している者又はこの法律の施行後昭和三十一年二月二十八日までの間に手当の支給要件に該当するに至つた者が、同年三月三十一日までの間に第六條第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、第七條第一項の規定にかかわらず、同年一月又はその者が手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

5 昭和三十一年一月から三月までの分の手当は、第七條第三項本文の規定にかかわらず、同年三月に支払う。

6 昭和三十五年分の所得につき、

第十一条の規定を適用する場合において、同条中「同法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第三十五号）による改正前の所得税法に規定する扶養親族」と、「控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びに扶養親族の数及び年令」とあるのは「扶養親族の数」と、それぞれ読み替えるものとする。
(印紙税法の一部改正)

7 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五号第六号ノ十ノ九の次に次の一号を加える。
六ノ十ノ十 児童扶養手当法ニ依ル児童扶養手当ニ関スル証書、帳簿

8 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。
第十條の四第七号中「及び船員保険」を「船員保険及び児童扶養手当」に改める。
(厚生省設置法の一部改正)

9 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第十三条第五号の次に次の一号を加える。
五の二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第 号）を施行すること。

10 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のよう

に改正する。

第二百六十二条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第 号）の規定によつて児童扶養手当として支給を受ける金銭

第六百七十二号第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 児童扶養手当法の規定によつて児童扶養手当として支給を受ける金銭

別表

一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの

二 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの

三 両上しの機能に著しい障害を有するもの

四 両上しのすべての指を欠くもの

五 両上しのすべての指の機能に著しい障害を有するもの

六 両下しの機能に著しい障害を有するもの

七 両下しを足関節以上で欠くもの

八 体幹の機能にすわつてゐることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの

九 前各号に掲げるもののほか、身体機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

を有するもの

十一 傷病がなおらないで、身体機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

通算年金通則法案
通算年金通則法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、各公的年金制度が支給する通算老齢年金又は通算退職年金に關して通則的事項を定めるものとする。

第二条 この法律において、「通算老齢年金」とは、「通算退職年金」とは、各公的年金制度が、当該制度の被保険者又は組合員であつた者で、当該制度において定める老齢年金又は退職年金の支給要件を満たしてないが、各公的年金制度に係る通算対象期間を合算し、若しくは各公的年金制度に係る通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算して一定の要件に該当するか、他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付を受けるに必要な資格期間に相当する期間以上であるか、又は他の制度における老齢・退職年金給付

を受けることができるものに対して、老齢又は退職を支給事由として行なう年金たる給付をいう。

(公的年金各法又は公的年金制度)

第三条 この法律において、「公的年金各法」とは、次の各号に掲げる法律をいい、「公的年金制度」とは、これらの法律に定める年金制度をいう。これらの法律において「公的年金各法」又は「公的年金制度」というときも、同様とする。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）

五 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四十四号）

六 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

七 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）

八 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

(通算対象期間)

第四条 この法律及び公的年金各法において、「通算対象期間」とは、次の各号に掲げる期間（法令の規定により当該公的年金制度の被保険者又は組合員であつた期間とみなされる期間に係るもの及び法令の規定により当該各号に掲げる期間に算入される期間を含む。）で

当該公的年金制度において定める老齢又は退職を支給事由とする給付の支給要件たる期間の計算の基礎となるものをいう。ただし、第四号から第八号までに掲げる期間については、組合員又は農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員が退職し又はその資格を喪失した場合におけるその退職又は資格喪失の日まで引き続く組合員期間又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であつた期間で、退職一時金の支給要件たる最短期間に達しないものを除く。

一 国民年金の保険料納付済期間

二 厚生年金保険の被保険者期間

三 船員保険の被保険者であつた期間

四 国家公務員共済組合の組合員期間

五 市町村職員共済組合の組合員であつた期間

六 私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間

七 公共企業体職員等共済組合の組合員期間

八 農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間

2 次の各号のいずれかに該当したため国民年金法第七條第二項の規定により国民年金の被保険者とされなかつた期間（同法附則第六條の規定により国民年金の被保険者となつた期間を除く。）がある者については、前項の規定にかかわらず、その被保険者とされなかつた期間もまた、通算対象期間とす

る。

一 国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員及び厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員を含む。）の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 次に掲げる年金たる給付のうち老齢又は退職を支給事由とする給付を受けることができる者の配偶者

イ 国民年金法以外の公的年金各法（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）を含む。以下同じ。）に基づく年金たる給付。ただし、通算老齢年金及び通算退職年金を除く。

ロ 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付

ハ 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付。ただし、通算退職年金を除く。

ニ 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

ホ 執達吏規則（明治二十三年法律第五十一号）に基づく年金たる給付

ヘ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二

百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

三 前号に規定する給付の受給資格要件たる期間を満たしている者の配偶者

四 第二号イからへまでに掲げる年金たる給付のうち廃疾を支給事由とする給付又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）に基づく障害年金を受けることができる者及びその配偶者

五 第二号イからへまでに掲げる年金たる給付のうち死亡を支給事由とする給付又は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金（遺族給付金を含む。）を受けることができる者

六 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）に基づく留守家族手当又は特別手当（同法附則第四十五項に規定する手当を含む。）を受けることができる者

（老齢・退職年金給付）
第五条 この法律及び公的年金各法において、「老齢・退職年金給付」とは、次に掲げる年金たる給付のうち、老齢又は退職を支給事由とする給付をいう。

一 公的年金各法に基づく年金たる給付。ただし、通算老齢年金及び通算退職年金並びに国民年金法第二十八条第一項の規定によつて支給される老齢年金及び同法による老齢福祉年金を除く。

二 前条第二項第二号ロからへま

でに掲げる年金たる給付

（期間の計算）

第六条 通算老齢年金又は通算退職年金の支給に關し、第四條第一項第三号の通算対象期間を計算する場合においては、船員保険法の規定によつて計算した期間に三分の四を乗じて得た期間によるものとし、同条第二項の通算対象期間を計算する場合においては、その計算は、国民年金の被保険者期間の計算の例によるものとする。

2 通算老齢年金又は通算退職年金の支給に關し、二以上の通算対象期間を合算し、又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算する場合には、一年に満たない期間（市町村職員共済組合若しくは私立学校教職員共済組合の組合員又は農林漁業団体職員共済組合の組合員若しくは任意継続組合員であつた期間にあつては六箇月に満たない期間、船員保険の被保険者であつた期間にあつては前項の規定による乗算を行なわないで計算して一年に満たない期間とする。）は、算入しない。ただし、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算する場合においては、合算して一年以上となるときは、そのいずれか一方又は双方が一年に満たない場合においても、その一年に満たない保険料納付済期間又は保険料免除期間については、この限りでない。

3 通算老齢年金又は通算退職年金の支給に關し、二以上の通算対象期間を合算し、又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを

合算する場合において、同一の月が同時に二以上の通算対象期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間との計算の基礎となつてゐるときは、その月は、当該通算老齢年金又は通算退職年金の支給に關し最も有利となる一の期間についてのみ、その計算の基礎とする。

（通算対象期間の確認等）
第七條 一の公的年金制度において他の公的年金制度に係る通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間に基いて通算老齢年金又は通算退職年金を支給すべき場合には、当該通算対象期間又は保険料免除期間については、当該他の公的年金制度における政府、組合その他の管掌機関（第四條第二項の通算対象期間については、国民年金の管掌者たる政府とし、以下単に「管掌機関」という。）の確認したところによる。

2 管掌機関は、前項の規定による確認を行なつたときは、これを当該被保険者若しくは組合員又は被保険者若しくは組合員であつた者に通知しなければならない。

3 被保険者若しくは組合員又は被保険者若しくは組合員であつた者は、通算老齢年金又は通算退職年金を請求するため必要があるときは、当該管掌機関に対し、第一項の規定による確認を請求することができる。

4 第一項の規定による確認に關する処分不服がある者は、公的年金各法の定めるところにより、当該公的年金各法に定める審査機関

に審査を請求することができるものとする。

第八條 一の公的年金制度において他の制度から老齢・退職年金給付を受けることができることを要件として通算老齢年金又は通算退職年金を支給すべき場合には、その支給は、当該老齢・退職年金給付を受ける権利についての裁定又は支給決定をまつて行なう。

（通算老齢年金又は通算退職年金に關する処分についての不服の理由の制限）
第九條 一の公的年金制度において他の公的年金制度に係る通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間に基いて通算老齢年金又は通算退職年金を支給すべき場合には、当該通算対象期間又は保険料免除期間に係る第七條第一項の規定による確認に關する処分についての不服を、当該通算老齢年金又は通算退職年金に關する処分についての不服の理由とすることができない。

2 前項の規定は、一の公的年金制度において他の制度から老齢・退職年金給付を受けることができることを要件として通算老齢年金又は通算退職年金を支給すべき場合に準用する。この場合において、同項中「当該通算対象期間又は保険料免除期間に係る第七條第一項の規定による確認に關する処分」とあるのは、「当該老齢・退職年金給付に關する処分」と読み替へるものとする。

（通算老齢年金又は通算退職年金の支払期月）

第十条 通算老齢年金又は通算退職年金は、公的年金各法の規定にか

かわらず、毎年六月及び十二月の二期に、それぞれ前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月においても、支払うものとする。

(未支給の通算老齢年金又は通算退職年金)

第十一条 通算老齢年金又は通算退職年金の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、公的年金各法の規定にかかわらず、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

第十二条 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

第十三条 未支給の通算老齢年金又は通算退職年金を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

第十四条 未支給の通算老齢年金又は通算退職年金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人の請求は、全員のためその全額につきしたものとなし、その一人に対してした支給は、全員に對

してしたものとなす。

(時効)

第十二条 通算老齢年金又は通算退職年金を受ける権利の消滅時効は、公的年金各法の規定にかかわらず、受給権者が公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員である期間は、進行しない。

(支払)

第十三条 通算老齢年金又は通算退職年金の支払に関する事務は、公的年金各法の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、政令で定める者に行なわせることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十六年四月一日から適用する。

第二条 昭和三十六年四月一日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者については、その者の同日前の厚生年金保険の被保険者期間(法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間に係るものを含む。)又は船員保険の被保険者であつた期間は、第四条第一項の規定にかかわらず、通算対象期間としない。

第三条 この法律の施行前に死亡した者(昭和三十六年四月一日以前に死亡した者)の法律の施行前に死亡したものに係る未支給の年金につき、第十一条第三項の規定によりその年金を受けるべき遺族の順位を定

める場合において、先順位者たるべき者(先順位者たるべき者が二人以上あるときは、そのすべての者)がこの法律の施行前に死亡しているときは、この法律の施行の際におけるその次順位者を当該未支給の年金を受けるべき遺族とする。

(地方公務員等の取扱い)

第十四条 地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける地方公務員及び法令の規定により恩給法に定める公務員とみなされる地方公務員並びにその配偶者については、当分の間、次条から附則第七条までに定めるところによる。

第十五条 地方公共団体は、当該地方公共団体の退職年金条例について、当該条例の適用を受ける地方公務員であつた者で、その条例に定める退職年金を受けるに必要な資格期間を満たさなかつたものに対し、公的年金各法に定める通算退職年金制度に準じ、政令で定める基準に従い、通算退職年金その他の給付を行なうために必要な措置を講じなければならない。

第十六条 地方公共団体が前項に規定する措置を講じた場合においては、当該退職年金条例及び当該条例に定める年金制度は、第三条の規定にかかわらず、それぞれ同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とみなす。

第十七条 前項の規定により退職年金条例が公的年金各法とみなされた場合には、当該条例の適用を受ける地

方公務員の在職期間(退職年金条例の定めるところにより当該地方公務員の在職期間に通算される期間を含む。)で、その条例に基づく退職を支給事由とする給付の支給要件たる期間の計算の基礎となるものは、第四条第一項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。ただし、地方公務員が退職した場合におけるその退職の日まで引き続き在職期間で、退職一時金(退職年金条例に定める恩給法第二條第一項に規定する一時恩給に相当する給付をいう。)の支給要件たる最短期限に達しないものについては、この限りでない。

(地方公務員等の取扱い)

第十四条 地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける地方公務員及び法令の規定により恩給法に定める公務員とみなされる地方公務員並びにその配偶者については、当分の間、次条から附則第七条までに定めるところによる。

第十五条 地方公共団体は、当該地方公共団体の退職年金条例について、当該条例の適用を受ける地方公務員であつた者で、その条例に定める退職年金を受けるに必要な資格期間を満たさなかつたものに対し、公的年金各法に定める通算退職年金制度に準じ、政令で定める基準に従い、通算退職年金その他の給付を行なうために必要な措置を講じなければならない。

第十六条 地方公共団体が前項に規定する措置を講じた場合においては、当該退職年金条例及び当該条例に定める年金制度は、第三条の規定にかかわらず、それぞれ同条に定める公的年金各法及び公的年金制度とみなす。

第十七条 前項の規定により退職年金条例が公的年金各法とみなされた場合には、当該条例の適用を受ける地

方公務員の在職期間(退職年金条例の定めるところにより当該地方公務員の在職期間に通算される期間を含む。)で、その条例に基づく退職を支給事由とする給付の支給要件たる期間の計算の基礎となるものは、第四条第一項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。ただし、地方公務員が退職した場合におけるその退職の日まで引き続き在職期間で、退職一時金(退職年金条例に定める恩給法第二條第一項に規定する一時恩給に相当する給付をいう。)の支給要件たる最短期限に達しないものについては、この限りでない。

第十八条 地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける地方公務員及び法令の規定により恩給法に定める公務員とみなされる地方公務員とみなされる地方公務員並びにその配偶者については、当分の間、次条から附則第七条までに定めるところによる。

第十九条 地方公共団体は、当該地方公共団体の退職年金条例について、当該条例の適用を受ける地方公務員であつた者で、その条例に定める退職年金を受けるに必要な資格期間を満たさなかつたものに対し、公的年金各法に定める通算退職年金制度に準じ、政令で定める基準に従い、通算退職年金その他の給付を行なうために必要な措置を講じなければならない。

及び公的年金各法において通算対象期間とする。ただし、当該地方公務員が退職した場合におけるその退職の日まで引き続く在職期間で、三年に満たないものについては、この限りでない。

3 昭和三十六年四月一日前の前項に定める地方公務員の在職期間のうち、同日において当該地方公務員であつた者の同日まで引き続く期間以外のものは、同項の規定にかかわらず、通算対象期間としない。

4 第二項の通算対象期間に係る第七條第一項の規定による確認は、政令で定める地方公共団体が行なう。

5 地方公共団体は、政令で定める基準に従い、退職年金条例で、第一項に規定する地方公務員のうち政令で定める者が恩給法第六十七條第一項又は第七十條第一項の規定による一時恩給のうち政令で定める金額を当該地方公共団体に納付した場合に、その者に対し公的年金各法に定める通算退職年金制度に準じ、通算退職年金その他の給付を行なうために必要な措置を講じなければならない。

第七條 退職年金条例の適用を受ける地方公務員又は法令の規定により恩給法に定める公務員とみなされる地方公務員の配偶者であるため国民年金法第七條第二項の規定により国民年金の被保険者とされなかつた期間（同法附則第六條の規定により国民年金の被保険者となつた期間を除く。）がある者については、第四條第一項の規定にか

かわらず、その被保険者とされなかつた期間もまた、通算対象期間とする。

2 前項の通算対象期間に係る第七條第一項の規定による確認は、国民年金の管掌者たる政府が行なう。

3 附則第二條第三項の規定は、第一項の期間について準用する。

通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案

目次
第一条 国民年金法の一部改正
第二条 厚生年金保険法の一部改正
第三条 船員保険法の一部改正
第四条 国家公務員共済組合法の一部改正
第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正
第六条 市町村職員共済組合法の一部改正
第七条 私立学校教職員共済組合法の一部改正
第八条 公共企業体職員等共済組合法の一部改正
第九条 農林漁業団体職員共済組合法の一部改正
附則
（国民年金法の一部改正）
第一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 老齢年金（第二十六條―第二十九條）」を「第二節 老齢年金及び通算老齢年金（第二十六條―第二十九條）」と改める。
第七條第三項中「被用者年金各法による年金制度及びその他の公的年金制度」を「被用者年金各法その他の法令による年金制度」に改める。
第十條を次のように改める。
（任意脱退）
第十條 被保険者でなかつた者が被保険者となつた場合において、その者の第一号及び第二号に掲げる期間を合算した期間が二十五年に満たないときは、その者は、第七條第一項の規定にかかわらず、いつでも、都道府県知事の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができ。ただし、その者の第一号及び第二号に掲げる期間を合算した期間が一年以上であり、かつ、その者が第二十九條の第三号に該当するか又は次の各号に掲げる期間を合算した期間が二十五年以上であるときは、この限りでない。
一 被保険者の資格を取得した日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間
二 その者が被保険者期間を有する者である場合におけるその被保険者期間
三 その者が保険料納付済期間以外の通算対象期間を有する者である場合におけるその通算対象期間

2 前項の規定により同項各号に掲げる期間を合算する場合において、同項第三号に掲げる期間の計算及び合算されるべき期間への算入については、通算年金通則法（昭和三十六年法律第 号）第六條第一項及び第二項の例により、同一の月が同時に前項各号に掲げる二以上の期間の計算の基礎となつている場合におけるその月に係る期間の計算については、同條第三項の例による。

3 第一項の場合においては、その者は、同項の承認を受けた日の翌日に被保険者の資格を喪失する。ただし、同項の承認の申請が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算して三箇月以内になされたものであるときは、その者は、さかのぼつて被保険者とならなかつたものとみなす。
第十五條第一号を次のように改める。

一 老齢年金及び通算老齢年金（第二十四條中「老齢年金（第五十三條第一項の規定によつて支給されるものを除く。）」の下に「又は通算老齢年金」を加える。
第二十五條中「老齢年金（第五十三條第一項の規定によつて支給されるものを除く。）」の下に「及び通算老齢年金」を加える。
「第二節 老齢年金」を「第二節 老齢年金及び通算老齢年金」に改める。
第二十九條の次に次の一款を加える。

第二款 通算老齢年金

（通算年金通則法の適用）
第二十九條の二 通算老齢年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法の定めるところによる。
（支給要件）
第二十九條の三 通算老齢年金は、保険料納付済期間が一年以上である者が、次の各号のいずれかに該当するに至つた後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した後に次の各号のいずれかに該当するに至つたときに、その者に支給する。ただし、その者が第二十六條各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一 通算対象期間を合算した期間が二十五年以上であること。
二 通算対象期間を合算した期間が十年以上であり、かつ、その期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であること。
三 他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が二十年以上であること。
四 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であること。
五 他の制度から老齢・退職年金給付を受けることができること。
（年金額）
第二十九條の四 通算老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

第二款 通算老齢年金

第二款 通算老齢年金

保険料納付済期間	年金額
一年以上二年未満	九、〇〇〇円
二年以上三年未満	一、〇〇〇円
三年以上四年未満	二、〇〇〇円
四年以上五年未満	三、〇〇〇円
五年以上六年未満	四、〇〇〇円
六年以上七年未満	五、〇〇〇円
七年以上八年未満	六、〇〇〇円
八年以上九年未満	七、〇〇〇円
九年以上十年未満	八、〇〇〇円
十年以上十二年未満	九、〇〇〇円
十二年以上十五年未満	一〇、〇〇〇円
十五年以上二十年未満	一、〇〇〇円
二十年以上三十年未満	二、〇〇〇円
三十年以上三十五年未満	三、〇〇〇円
三十五年以上四十年未満	四、〇〇〇円
四十年以上四十五年未満	五、〇〇〇円
四十五年以上五十年未満	六、〇〇〇円
五十年以上五十五年未満	七、〇〇〇円
五十五年以上六十年未満	八、〇〇〇円
六十年以上六十五年未満	九、〇〇〇円
六十五年以上七十年未満	一〇、〇〇〇円
七十年以上七十五年未満	一、〇〇〇円
七十五年以上八十年未満	二、〇〇〇円
八十年以上八十五年未満	三、〇〇〇円
八十五年以上九十年未満	四、〇〇〇円
九十年以上九十五年未満	五、〇〇〇円
九十五年以上一〇〇年未満	六、〇〇〇円
一〇〇年以上	七、〇〇〇円

(支給の繰上げ)
第二十九条の五 第二十八条の二の

規定は、通算老齢年金について準用する。

(失権)

第二十九条の六 通算老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(老齢年金と通算老齢年金との調整)

第二十九条の七 第二十八条第一項の規定によつて支給される老齢年金の受給権者又は受給権者であつたことがある者には、通算老齢年金を支給せず、通算老齢年金の受給権者には、第二十八条第一項の規定によつて支給される老齢年金を支給しない。

2 同時に第二十八条第一項の規定によつて支給される老齢年金と通算老齢年金との受給権を取得した者には、その者の選択により、その一を支給し、他は支給しない。

第七十六条中「第十条」を「第十条第一項本文」に、「第三十条」を「第二十九条の三、第三十条」に改める。

第七十七條の次に次の一条を加える。

(通算老齢年金の受給資格期間等についての特例)

第七十七條の二 第七十六條の表の上欄に掲げる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、第二十九條の三の規定の適用については、同条第一号又は第二号に該当するものとみなす。

一 昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間がそれぞれ第七十六條の表の下欄に規定する期間以上であること。

と。

二 昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間が十年以上であり、かつ、その期間と保険料免除期間とを合算した期間がそれぞれ第七十六條の表の下欄に規定する期間以上であること。

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうち同日以後の部分と他の通算対象期間又は保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうち同日以後の部分分が同法第六條第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3 第七十六條の表の上欄に掲げる者であつて、第十条第一項第一号及び第二号に掲げる期間を合算した期間が一年以上であり、かつ、その期間と昭和三十六年四月一日以後の保険料納付済期間以外の通算対象期間とを合算した期間がそれぞれ第七十六條の表の下欄に規定する期間以上であるものは、第十条第一項の規定の適用については、同項ただし書に該当するものとみなす。

4 第十条第二項及びこの条第二項の規定は、前項の規定により第十条第一項第一号及び第二号に掲げる期間と昭和三十六年四月一日以後の保険料納付済期間以外の通算対象期間とを合算する場合に準用する。

第百一条第一項中「又は保険料」を「保険料」に改め、「第九十六條の規定による処分」の下に「又は通算年金通則法第七條第一項の規定による処分」を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 保険料納付済期間、保険料免除期間又は通算年金通則法第四條第二項の通算対象期間について同法第七條第一項の規定による処分が確定したときは、その処分についての不服を当該期間に基づく給付に関する処分の不服の理由とすることができない。

附則第六條第一項及び第五項第一号中「第一号から第三号までのいずれか」を「第一号」に改め、同項第二号中「第四号」を「第二号」に改める。

附則第七條第三項中「第一号から第三号までのいずれか」を「第一号」に改める。

第二条 厚生年金保険法の一部改正
第九條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 老齢年金(第四十二條―第四十六條)」を「第二節 老齢年金(第四十二條―第四十六條) 通算老齢年金(第四十六條―第四十六條の六)」に改める。

(未支給の保険給付)

第三十七條 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその保険給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その保険給付を請求することができる。

3 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

4 未支給の保険給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第三十八條中「老齢年金(第四十六條の規定によつて支給を停止されている老齢年金を除く。)」の下に「又は通算老齢年金(第四十六條の六の規定によつて支給を停止されている通算老齢年金を除く。)」を加える。

える。

第二節の二 通算老齢年金
(通算年金通則法の適用)

第四十六條の二 通算老齢年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法(昭和三十六年法律第三十號)の定めるところによる。

(受給権者)

第四十六條の三 通算老齢年金は、被保険者期間が一年以上である者で第四十二條第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも満たしていないものが、次の各号の一に該当する場合に、その者に支給する。

一 次のいずれかに該当する者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

イ 通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、二十五年以上であること。

ロ 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であること。

ハ 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付を受けるに必要な資格期間に相当する期間以上であること。

ニ 他の制度から老齢・退職年金給付を受けることができる

こと。

二 六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして前号イからニまでのいずれかに該当するに至つたとき。

(年金額)

第四十六條の四 通算老齢年金の額は、基本年金額を二百四十で除して得た額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

(失権)

第四十六條の五 通算老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき、又は被保険者の資格を取得したときは、消滅する。

(支給停止)

第四十六條の六 通算老齢年金は、受給権者が障害手当金の受給権を取得したときは、当該障害手当金の額を通算老齢年金の額の十二分の一に相当する額で除して得た月数に相当する期間、その支給を停止する。

2 前項の場合において、障害手当金の額を通算老齢年金の額の十二分の一に相当する額で除して得た数に二に満たない端数を生じたときは、通算老齢年金の支給停止期間の計算については、これを切り捨てるものとし、かつ、障害手当金の額と通算老齢年金の額の十二分の一に相当する額に支給停止期間の月数を乗じて得た額との差額を、支給停止後最初に支払うべき通算老齢年金の額から控除するものとする。

3 第一項の場合において、同項の規定により支給を停止すべき期間の分として通算老齢年金が支払われたときは、その支払われた通算老齢年金は、障害手当金の内払とみなす。

第六十九條を次のように改める。

(受給権者)

第六十九條 脱退手当金は、被保険者期間が五年以上である者で第四十二條第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも満たしていないものが、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達した場合において、その者が通算老齢年金の受給権を取得しないときに、その者に支給する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 その者が、障害年金の受給権者であるとき。

二 その者がその被保険者であつた期間の全部又は一部を基礎として計算された障害年金又は障害手当金の支給を受けたことがある者である場合において、すでに支給を受けた障害年金又は障害手当金の額が、次条第一項の規定によつて計算した額に等しいか、又はこれをこえるとき。

第七十二條中「障害年金」を「通算老齢年金若しくは障害年金」に改める。

第九十條第四項中「保険給付」の下に「又は通算年金通則法第七條第一項の規定による確認」を加える。

目次中「第五節 老齢年金(第三十四條 第三十九條)」を「第五節 老齢年金及通算老齢年金(第三十四條 第三十八條 第三十九條 第三十九條ノ五)」に改める。

附則第十六條第三項中「第六十九條第二号」を「第六十九條第一号」に改める。

附則第二十二條の二を削る。

別表第三を次のように改める。

別表第三

被 保 險 者 期 間	率
六〇月以上 七二月未満	一・一
七二月以上 八四月未満	一・三
八四月以上 九六月未満	一・五
九六月以上 一〇八月未満	一・八
一〇八月以上 一二〇月未満	二・一
一二〇月以上 一三二月未満	二・四
一三二月以上 一四四月未満	二・七
一四四月以上 一五六月未満	三・〇
一五六月以上 一六八月未満	三・三
一六八月以上 一八〇月未満	三・六
一八〇月以上 一九二月未満	三・九
一九二月以上 二〇四月未満	四・二
二〇四月以上 二一六月未満	四・六
二一六月以上 二二八月未満	五・〇
二二八月以上	五・四

(船員保険法の一部改正)

第三條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 老齢年金(第三十四條 第三十九條)」を「第五節 老齢年金及通算老齢年金(第三十四條 第三十八條 第三十九條 第三十九條ノ五)」に改める。

第二款

第二十四条第一項及び第二十四条ノ二中「老齡年金」の下に「通算老齡年金」を加える。

第二十六条中「老齡年金」の下に「及通算老齡年金」を加える。

第二十七条中「老齡年金」の下に「又ハ通算老齡年金」を加える。

「第五節 老齡年金」を「第五節 老齡年金及通算老齡年金」に改める。

第三十九条を削り、第三十八条の次に次の一款を加える。

第二款 通算老齡年金
第三十九条 通算老齡年金ニ関シテハ本法ニ依ル外通算年金通則法（昭和三十六年法律第 号）ノ定ムル所ニ依ル

第三十九条ノ二 一年以上被保険者タリシ者ニシテ第三十四条第一項各号ノ何レニモ該當セザルモノガ左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ通算老齡年金ヲ支給ス

一 左ノ何レカニ該當スル者ガ六十歳ニ達シタル後被保険者ノ資格ヲ喪失シ又ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者ト為ルコトナクシテ六十歳ニ達シタルトキ

イ 通算対象期間ヲ合算シタル期間又ハ通算対象期間ト国民年金ノ保険料免除期間トヲ合算シタル期間ガ二十五年以上ナルコト

ロ 国民年金以外ノ公的年金制度ニ係ル通算対象期間ヲ合算シタル期間ガ二十年以上ナルコト

ハ 他ノ公的年金制度ニ係ル通算対象期間ガ当該制度ニ於テ定ムル老齡・退職年金給付ヲ受クルニ必要ナル資格期間ニ相當スル期間以上ナルコト

ニ 六十歳ニ達シタル後被保険者ノ資格ヲ喪失シ又ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後六十歳ニ達シタルモノガ被保険者ト為ルコトナクシテ前号イ乃至ニノ何レカニ該當スルニ至リタルトキ

第三十九条ノ三 通算老齡年金ノ額ハ被保険者タリシ期間ノ月数ヲ百八十シテ第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル額ノ百八十分ノ一ニ相當スル額ニ其ノ者ノ被保険者タリシ期間ノ月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

第三十九条ノ四 通算老齡年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ被保険者ト為リタルトキハ其ノ通算老齡年金ヲ受クル権利ヲ失フ第三十九条ノ五 通算老齡年金ノ支給ヲ受クル者ガ障害手当金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ障害手当金ノ額ヲ通算老齡年金ノ額ノ十二分ノ一ニ相當スル額ヲ以テ除シテ得タル月数ニ相當スル期間通算老齡年金ノ支給ヲ停止ス但シ職務上ノ事由ニ因ル障害手当金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ニ於テ障害手当金ノ額ヲ通算老齡年金ノ額ノ十二分ノ一ニ相當スル額ヲ以テ除シテ得タル数ニ一未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ通算老齡年金ノ支給ヲ停止スル

期間ノ計算ニ付テハ之ヲ切捨ツルモノトシ且通算老齡年金ノ額ト其ノ十二分ノ一ニ相當スル額ニ支給ヲ停止サルル期間ノ月数ヲ乗ジテ得タル額トノ差額ヲ支給停止後初メテ支払フベキ通算老齡年金ノ額ヨリ控除スルモノトス

第一項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ通算老齡年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル通算老齡年金ハ障害手当金ノ内払ト看做ス第四十三条第一項中「老齡年金及障害年金」を「老齡年金若ハ通算老齡年金ト障害年金」に、同項第二号中「老齡年金」を「老齡年金又ハ通算老齡年金ノ額」に改め、同条第二項中「若ハ第三十八条」を「第三十八条、第三十九条ノ四若ハ第三十九条ノ五」に改め、「老齡年金」の下に「若ハ通算老齡年金」を加える。

第四十六條第一項を次のように改め、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「被保険者タル者又ハ」を削り、「出產手当金若ハ失業保険金」を「又ハ失業保険金」に改め、同条第二項を削る。

被保険者タリシ期間三年以上ナル者ニシテ第三十四条第一項各号ノ何レニモ該當セザルモノガ六十歳ニ達シタル後被保険者ノ資格ヲ喪失シ又ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者ト為ルコトナクシタル後被保険者ト為ルコトナクシタル六十歳ニ達シタル場合ニ於テ通算老齡年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至ラザルトキハ脱退手当金ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

一 障害年金ヲ受クル権利ヲ有スル者
二 障害年金又ハ障害手当金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ニシテ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金及障害手当金ノ總額ガ次条ノ規定ニヨリ計算シタル額ニ同ジキカ又ハ之ヲ超ユルモノ
第四十八条を削り、第四十九条中「第四十七条」を「前条」に改め、同条を第四十八条とし、同条の次に次の一條を加える。

第四十九条 脱退手当金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ被保険者ト為リ又ハ通算老齡年金若ハ障害年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ脱退手当金ヲ受クル権利ヲ失フ
第五十七條中「老齡年金」の下に「通算老齡年金」を加える。
第六十三條第四項中「保險給付」の下に「又ハ通算年金通則法第七條第一項ノ規定ニ依ル確認」を加える。

別表第三中

二年以上	〇・六月
三年以上	〇・九

二 減額退職年金
三 通算退職年金
四 退職一時金
五 返還一時金
六 廃疾年金
七 廃疾一時金
八 遺族年金
九 遺族一時金
十 死亡一時金
第七十四條第二項中「者」には、「の下に「通算退職年金及び」を加える。

（国家公務員共済組合法の一部改正）
第四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二款 退職給付（第七十六條―第八十條）」を「第二款 退職給付（第七十六條―第八十條の三）」に、「第四款 遺族給付（第八十八條―第九十三條）」を「第四款 遺族給付（第八十八條―第九十三條の二）」に改める。
第三十八條第三項中「ただし」の下に「通算退職年金」を「前」の下に「通算退職年金又は」を加える。
第四十一條第一項中「第七十五條」の下に「第七十九條の二第五項」を加える。
第七十二條第一項各号を次のように改める。
一 退職年金

第七十六條第三項中「後再び組合員となつた者」を「者（第八十條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下第八十條の二第一項、第八十條の三第一項、第八十二條第三項、第八十八條第三項及び第九十三條の二第一項において同じ。）でその後再び組合員となつたもの」に改める。
第七十九條の次に次の一條を加え

る。

(通算退職年金)

第七十九条の二 通算退職年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法(昭和三十六年法律第七号)の定めるところによる。

2 組合員期間一年以上二十年未満の者が退職し、次の各号の一に該当するときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。

一 通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、二十五年以上であるとき。

二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。

三 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四 他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3 通算退職年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間の月数に乗じて得た額とする。

一 二万四千円

二 俸給の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額

4 前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額(以下この項において「控除額」と

いう。)が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乗じて得た額とする。

5 前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、その退職に係る組合員期間、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

6 第七十七条第一項及び第二項の規定は、通算退職年金について準用する。この場合において、同項中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」と読み替えるものとする。

第八十条第一項中「三年」を「一年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

第八十条第二項中「俸給日額に、組合員期間に應じ別表第二に定める日数に乗じて得た」を「第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 俸給日額に、組合員期間に應じ別表第二に定める日数に乗じて得た金額

二 前条第三項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に應じ別表第二の二に定める率を乗じて得た金額
第八十条に次の二項を加える。

3 六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上前項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額を退職一時金として支給する。

4 前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間は、前条第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

第四章第三節第二款第八十条の次に次の二条を加える。

(返還一時金)

第八十条の二 前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

2 返還一時金の額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額(その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同項に掲げる金額。以下次条第一項及び第九十三条の二第二項において同じ。)に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日(退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日)の属する月の前月までの期間に應ずる率に相当する金額を加えた額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第七十九条の二第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金の額について準用する。

5 前条第四項の規定は、廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けたい者について準用する。

第八十条の三 第八十条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合(退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。)において、六十歳に達した日(六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日)から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日(退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者について、そのなつた日)」とあるのは「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは「返還一時金」と読み替えるものとする。

第八十二条第三項中「後に」を「若てその後」に、「者」を「もの」に改める。

第八十三条第四項中「その者が退職の際受けるべきであつた退職一時金の額」を「その者の退職の際第八十条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額」に改める。

第九十三条第一項中「三年」を「二年」に改める。

第四章第三節第四款第九十三条の次に次の一条を加える。

(死亡一時金)

第九十三条の二 第八十条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2 死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第八十条第二項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に應ずる率に相当する金額を加えた額とする。

3 第八十条の二第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。

第九十七条第三項中「年金である給付」の下に「(通算退職年金を除く。)」を加える。

第九十三条第一項中「又は掛金の徴収」を「掛金の徴収又は通算年金通則法第七條第一項の規定による確認」に改め、同条第二項中「又は徴収」を「徴収又は確認」に改め

る。
附則第十三条の五中「者には、」
の下に「通算退職年金及び」を加え
る。

別表第二中「三年以上 四年未満 七〇日」を

一年以上 二年未満
二年以上 三年未満
三年以上 四年未満

に改め、同表の次に次の表を加える。

二〇日
四五日
七〇日

別表第二の一

退職の日における年齢	率
一八歳未満	〇・九一
一八歳以上 二三歳未満	一・一三
二三歳以上 二八歳未満	一・四八
二八歳以上 三三歳未満	一・九四
三三歳以上 三八歳未満	二・五三
三八歳以上 四三歳未満	三・三一
四三歳以上 四八歳未満	四・三一
四八歳以上 五三歳未満	五・六五
五三歳以上 五八歳未満	七・三八
五八歳以上 六三歳未満	八・九二
六三歳以上 六八歳未満	七・八一
六八歳以上 七三歳未満	六・四四
七三歳以上	四・九七

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を

次のように改正する。

第八条、第九条及び第十条第一項中「支給し、」の下に「通算退職年金、」を加える。
第十八条の見出し中「受給資格」

を「受給資格等」に改め、同条中「その者に」の下に「新法第八十条第二項又は第三項及び次条の規定により算定した」を加える。

第十九条中「規定による退職一時金の額」を「規定の適用については、第八十条第二項第一号に掲げる金額」に改める。

第三十四条の見出し中「受給資格」を「受給資格等」に改め、同条第一項中「遺族に」の下に「次条の規定により算定した」を加える。

第三十五条中「その死亡を退職とみなして」を削り、「退職一時金の額」を「金額」に改める。

第三十八条第一項中「長期給付に関する規定」の下に「新法第七十九条の二、新法第八十条の二、新法第八十条の三及び新法第九十三条の二の規定を除く。以下次条までにおいて同じ。」を加え、同条第二項中「退職一時金を受けるべき」を「新法第八十条の規定の適用を受ける」に、「当該退職一時金の額」を「同条第二項第一号に掲げる金額」に改める。

第三十九条第二項ただし書中「支給を受けた退職一時金の額」を「退職一時金の額の算定の基礎となつた新法第八十条第二項第一号に掲げる金額」に、「同項」を「前項」に、「なつた退職一時金の額」を「なる退職一時金の額の算定の基礎となる同号に掲げる金額」に改める。

第四十四条第一項中「支給し、」の下に「通算退職年金、」を加える。

第五十三条第二号中「新法の規定による退職一時金」を「新法第八十条第三項の規定による退職一時金」に改める。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

第六条 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 退職給付(第四十一条―第四十三条)」を「第三節 退職給付(第四十一条―第四十三条の三)」に、「第五節 遺族給付(第四十八条―第五十四条)」を「第五節 遺族給付(第四十八条―第五十四条の二)」に改める。

第十三条第三項中「達しないときは」の下に「通算退職年金」を加える。

第四十一条第四項中「後再び組合員となつた者」を「者(第四十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下第四十三條の二第一項、第四十三條の三第一項、第四十四條第四項及び第五十四條の二第一項において同じ。でその後再び組合員となつたもの)」に改める。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(通算退職年金)
第四十二条の二 通算退職年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法(昭和三十六年法律第 号)の定めるところによる。

2 組合員であつた期間六月以上二十年未満の者が退職し、次の各号の一に該当するときは、その者が

死亡するまで、通算退職年金を支給する。

一 通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、二十五年以上であるとき。

二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。

三 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四 他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3 通算退職年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間の月数を乗じて得た額とする。

一 二万四千円
二 給料の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額

4 前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額(以下この項において「控除額」という。)が、同項第一号に掲げる金額(次条第三項の規定の適用を受けた者にあつては、同項に規定する金額。以下この項及び第四十三條の二第二項において同じ。)をこえるときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、次条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例

により算定した額に乘じて得た額とする。

5 前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、その退職に係る組合ごとに、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

6 第四十一条第一項ただし書及び第四十二条第一項の規定は、通算退職年金について準用する。この場合において、第四十一条第一項ただし書中「五十歳」とあるのは、「六十歳」と読み替えるものとする。

第四十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

第四十三條第二項中「給料日額に、組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乘じて得た」を「第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 給料日額に、組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乘じて得た金額

二 前条第三項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ別表第一の二に定める率を乘じて得た金額

3 廃疾一時金の支給を受ける者に退職一時金を支給すべき場合において、前項第一号に掲げる金額と

廃疾一時金の額とを合算した金額が給料の二十月分に相当する額をこえるときは、同号に掲げる金額から当該こえる金額を控除した金額をもつて同号の金額とする。

4 六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日から六十日以内、退職一時金の額の計算上第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第二項第一号に掲げる金額（前項の規定の適用を受けるべき者にあつては、同項に規定する金額）を退職一時金として支給する。

5 前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間は、前条第三項に規定する組合員であつた期間に該当しないものとする。

第三章第三節中第四十三條の次に次の四條を加える。

（返還一時金）
第四十三條の二 前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

2 返還一時金の額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額（その額が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額。以下次条第一項及び第五十四條の二第二項において同じ。）に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第四十二条の二第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金の額について準用する。

5 前条第五項の規定は、廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けた者について準用する。

第四十三條の三 第四十三條第二項の退職一時金の支給を受けた者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合（退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く）において、六十歳に達した日（六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日）から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）」とあるのは、「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは「返還一時金」と読み替えるものとする。

第四十四條第四項中「後に」を「者でその後に」、「者」を「もの」に改める。

第四十六條第四項中「その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金の額」を「その者の組合員の資格を喪失した際第四十三條第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額」に改める。

第四十七條第二項ただし書中「退職一時金の額」の下に「算定の基礎となつた第四十三條第二項第一号に掲げる金額」を加える。

第三章第五節中第五十四條の次に次の一條を加える。

（死亡一時金）
第五十四條の二 第四十三條第二項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2 死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第四十三條第二項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3 第四十三條の二第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。

第七十八條第一項中「又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収」を「掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収又は通算年金通則法第七條第一項の規定による確認」に改める。

第八十一条第一項中「又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収」を「掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収又は通算年金通則法第七條第一項の規定による確認」に改め、同条第六項中「第一項の規定による給付の決定に關する」を削る。

第九十一条中「第四十一条第一項」の下に、「第四十二条の二第二項各号列記以外の部分」を加える。

附則第三十一項各号列記以外の部分中「退職一時金」及び「第四十三條第二項」を削り、「金額とする」を「金額とし、当該組合員に対する第四十二條の二第四項、第四十三條第二項及び第四項並びに第四十三條の二第二項の規定の適用については、第四十三條第二項第一号に掲げる金額（同条第三項の規定の適用を受ける者にあつては、同項に規定する金額）は、当該金額から第二号に掲げる額の算定の例によつて算定した額を控除した金額とする」に改め、同項

第二号中「退職一時金又は」を削る。

別表第一の次に次の表を加える。

別表第一の二

退職の日における年齢	率
十八歳未満	〇・九一
十八歳以上	一・一三
二十三歳以上	一・四八
二十八歳以上	一・九四
三十三歳以上	二・五三
三十八歳以上	三・三一
四十三歳以上	四・三二
四十八歳以上	五・六五
五十三歳以上	七・三八
五十八歳以上	八・九二
六十三歳以上	七・八一
六十八歳以上	六・四四
七十三歳以上	四・九七

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第七條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 給付(第二十条―第二十五条の二)」を「第二節 給付(第二十条―第二十五条の七)」に改める。

第十七條第二項中「退職一時金」を「通算退職年金、退職一時金」に改める。

第二十五條の二第二項中「第三十九條から第五十二條まで」を「第三十九條、第四十條、第四十二條から第五十二條まで」に改め、同項の表上欄中「第四十一條第一項」及び「第四十一條第二項」を「七」に改める。

削り、同表中

第五十九條

懲戒処分を
公務員の場合における
懲戒の事由に相当する
事由により解雇せられ

を

第四十四條	受けるべきであつた退職一時金	私立学校教職員共済組合法第二十五条の三の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額
第四十五條	退職一時金の額	私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第二項第一号に掲げる金額
第五十九條	懲戒処分を受け	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇せられ

改め、同条を第五章第二節第二十五条の七とし、第二十五条の次に次の五条を加える。
(通算退職年金)
第二十五條の二 通算退職年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法(昭和三十六年法律第 号)の定めるところによる。

2 組合員であつた期間(以下この節において「組合員期間」という。)六月以上二十年未満の者が退職(第十六條第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた場合をいう。以下この節において同じ。)し、次の各号の一に該当するときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。ただし、年齢満六十歳に達するまでは、その支給を停止する。

一 通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、二十五年以上であるとき。

二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。

三 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四 他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3 通算退職年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間の月数を乗じて得た額とする。

一 二万四千円
二 平均標準給与の月額の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額

4 前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる金額(以下この項において「控除額」という。)が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、通算退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる金額を控除額で除して得た割合を前項の例により算定した額に乘じて得た額とする。

5 前二項の場合において、第二項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、通算退職年金の額は、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により計算した額の合算額とする。

6 通算退職年金の支給を受ける者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から通算退職年金の支給を停止する。
(退職一時金)
第二十五條の三 組合員期間六月以上二十年未満の者が退職した時は、退職一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

2 退職一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 平均標準給与の日額に、組合員期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た金額
二 前条第三項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ別表第二に定める率を乗じて得た金額

3 六十歳に達した後に第一項の規定に該当する退職をした者が、前条第二項各号の一に該当しない場合において、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上

前項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる金額を退職一時金として支給する。

4 前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間は、前条第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

(返還一時金)

第二十五条の四 前条第二項の退職一時金の支給を受けた者が、再び組合員となつて退職した場合において、退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

2 返還一時金の額は、その退職した者に係る前条第二項第二号に掲げる金額（その額が、同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額。以下次条第一項及び第二十五条の六第二項において同じ。）に、その者が前に退職した日の属する月の翌月から後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第二十五条の二第五項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る退職が二回以上ある者の返還一時金の額について準用する。

5 前条第四項の規定は、廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けた者について準用する。

第二十五条の五 第二十五条の第三項の退職一時金の支給を受けた者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合（退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。）において、六十歳に達した日（六十歳に達した後に退職した者については、当該退職の日）から六十日以内に、同項第二号に掲げる金額に相当する金額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金について準用する。この場合において、同条第二項中「後に退職した日（退職の後に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、そのなつた日）」とあるのは、「六十歳に達した日又は後に退職した日」と、同条第五項中「廃疾年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは、「返還一時金」と読み替へるものとする。

(死亡一時金)
第二十五条の六 第二十五条の第三項の退職一時金の支給を受けた者が、通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2 死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第二十五条の第三項第二号に掲げる金額に、その者が退職した日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた額とする。

3 第二十五条の四第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額について準用する。
第三十六条中「徴収金の徴収」の下に「通算年金通則法第七条第一項の規定による確認」を加え、「若しくは徴収」を「徴収若しくは確認」に改める。
別表として次のように加える。

別表第一

組合員の期間	日数	組合員の期間	日数	組合員の期間	日数
六月以上	一〇日	七年以上	一四〇日	十三年六月以上	三〇五日
一年以上	二〇日	八年以上	一五〇日	十四年六月以上	三二〇日
二年六月以上	三〇日	九年以上	一六〇日	十五年六月以上	三三五日
三年以上	四〇日	十年以上	一七〇日	十六年六月以上	三六〇日
四年六月以上	五〇日	十一年以上	一八〇日	十七年六月以上	三六五日
五年以上	六〇日	十二年以上	一九〇日	十八年六月以上	三九〇日
六年六月以上	七〇日	十三年以上	二〇〇日	十九年六月以上	四一〇日
七年以上	八〇日				
八年以上	九〇日				
九年以上	一〇〇日				
十年以上	一一〇日				
十一年以上	一二〇日				
十二年以上	一三〇日				
十三年以上	一四〇日				

別表第二

退職の日における年齢	率
十八歳未満	〇・九一
十八歳以上 二十歳未満	一・一三
二十歳以上 二十歳未満	一・四八
二十歳以上 三十歳未満	一・九四
三十歳以上 三十歳未満	二・五三
三十歳以上 四十歳未満	三・三一
四十歳以上 四十歳未満	四・三二
四十歳以上 五十歳未満	五・六五
五十歳以上 五十歳未満	七・三八
五十歳以上 六十歳未満	八・九二
六十歳以上 六十歳未満	七・八一
六十歳以上 七十歳未満	六・四四
七十歳以上	四・九七

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第八条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
第八条中「退職一時金」の下に「通算退職年金、返還一時金」を加える。
第二十三条中「又は遺族一時金」を「遺族一時金又は死亡一時金」に、「若しくは遺族一時金」を「遺族一時金若しくは死亡一時金」に改める。
第二十九条ただし書中「退職一時金」の下に「通算退職年金、返還一時金」を加える。

時金」を加える。

第四十八條に次の三号を加える。

八 通算退職年金

九 返還一時金

十 死亡一時金

第五十四條第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項の退職一時金基礎額が同項の退職一時金控除額に満たないときは、この限りでない。

第五十四條第二項を次のように改める。

2 退職一時金の額は、次項の規定により算出した退職一時金基礎額から第四項の規定により算出した退職一時金控除額を減じて得た額とする。

第五十四條に次の四項を加える。

3 退職一時金基礎額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た額とする。

4 退職一時金控除額は、百円と俸給の千分の六に相当する額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た額とする。

5 第一項本文に規定する場合（退職の際、六十歳以上であり、かつ、第六十一條の二第二項各号の一に該当しない者に係る場合に限る。）において、その退職した者が、その日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上第二項の規定による減算をしないことを希望する旨を組合に申し出たときは、その者については、第一項ただし書の規定を適用せず、当該退職一時金の額は、第二項の規定にかかわらず、退職一時金基礎額に相当する金額とする。

六 前項の規定による申出をした者については、当該退職に係る通算退職年金及び死亡一時金は、支給しない。

第五十六條第三項中「その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金」を「退職の際における退職一時金基礎額」に改める。

第六十一條の次に次の三条を加える。

（通算退職年金）

第六十一條の二 通算退職年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法（昭和三十六年法律第 号）の定めるところによる。

2 退職一時金の支給を受けるべき者（第五十四條第一項ただし書の規定の適用を受ける者を含む。以下次条第一項及び第六十一條の四において同じ。）が、当該退職の際次の各号の一に該当するとき又は退職後に次の各号の一に該当するに至つたときは、その者の死亡に至るまで、通算退職年金を支給する。ただし、六十歳に達するまでは、その支給を停止する。

一 通算対象期間を合算した期間又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるとき。

二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が二十年以上であるとき。

三 一の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において

定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。

四 老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

3 通算退職年金の年額は、百円と俸給の千分の六に相当する額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。ただし、第五十四條第一項ただし書の規定の適用を受ける者については、その組合員期間の月数を乗じて得た金額に、退職一時金基礎額を退職一時金控除額で除して得た割合を乗じて得た金額とする。

（返還一時金）

第六十一條の三 六十歳未満で退職した退職一時金の支給を受けるべき者が六十歳に達した場合において、その日から六十日以内に、通算退職年金の支給を受けることを希望しない旨を組合に申し出たときは、その者に返還一時金を支給する。ただし、六十歳に達した日において、前条第二項各号の一に該当する者については、この限りでない。

2 返還一時金の額は、退職一時金控除額（第五十四條第一項ただし書の規定の適用を受けた者については、退職一時金基礎額）に、退職した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加算した金額とする。この場合において、その利子に相当する額は、年五分五厘の利率により複利計算の方法に従ひ算出した金額とする。

3 第一項の規定による申出をした者については、当該退職に係る通算退職年金は、支給しない。

（死亡一時金）

第六十一條の四 退職一時金の支給を受けるべき者が通算退職年金又は返還一時金の支給を受けることなく死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2 前条第二項の規定は、死亡一時金の額について準用する。この場合において、同項中「六十歳に達した日」とあるのは、「死亡した日」と読み替へるものとする。

第六十七條第一項及び第七十條第一項中「給付に關する決定」の下に「通算年金通則法第七條の規定による確認」を加え、同項中「その決定」の下に「確認」を加え、同条第六項中「第一項の規定による給付に關する決定に対する」を削る。

附則第八條第一項、第三項及び第五項中「對する退職一時金の額」を「係る退職一時金基礎額」に改め、同条第一項及び第二項中「第五十四條第二項」を「第五十四條第三項」に改め、同条第三項及び第五項中「当該退職一時金の額」を「当該退職一時金基礎額」に改め、同条に次の一項を加える。

7 更新組合員について退職一時金控除額又は通算退職年金の年額を計算する場合においては、第一項に規定する合算期間以外の期間には、組合員期間から除算するものとする。

附則第十五條第一項中「長期給付に關する規定」の下に「第六十一條の二から第六十一條の四までの規定

を除く。以下第三項及び次条第一項において同じ。」を加え、同条第二項ただし書中「退職一時金を受けるべき」を「第五十四條第一項に規定する場合に該当する」に、「当該退職一時金の額」を「当該退職一時金基礎額」に改める。

附則第十六條第二項ただし書中「退職一時金の額」を「退職一時金に係る退職一時金基礎額」に改め、同条第三項中「更新組合員であつた者」の下に「第五十四條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。」を加え、「額から当該退職一時金の額」を「額から当該退職一時金に係る退職一時金基礎額」に、「当該退職一時金の額」を「当該退職一時金基礎額」に改める。

附則第二十四條第三項中「受けるべき者」の下に「同法第八十條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下この条及び次条において同じ。」を加え、「同法の規定」及び「旧法又は国家公務員共済組合法の規定」を「これらの法律の規定」に、「相当する金額を控除する」を「相当する金額（第五十四條第五項の規定による退職一時金又は遺族一時金に係る国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十條第二項第一号に掲げる額に相当する金額）を控除する」に、「当該退職一時金の額」を「当該退職一時金の額（国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十條第二項第一号に掲げる額）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項の規

定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給、旧法の規定による退職一時金又は国家公務員共済組合法第八十条第三項の規定による退職一時金の支給を受けた復帰組合員に係る退職一時金控除額の計算については、当該期間は、組合員期間から除算するものとす

附則第二十四条第四項中「第五十四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとす」に改める。

附則第二十四条に次の四項を加える。

10 復帰組合員が、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき、一時恩給又は旧法若しくは国家公務員共済組合法の規定による退職一時金を受けるべき者である場合は、第五十六条第三項又は附則第十五条第二項ただし書若しくは第十六条第二項ただし書若しくは第三項の規定の適用については、当該退職一時金基礎額から当該一時恩給又はこれらの法律の規定による退職一時金の額に相当する額（国家公務員共済組合法の

規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する額）を減じて得た額を退職一時金基礎額とみなす。

11 復帰組合員が、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき、国家公務員共済組合法の規定による退職一時金（同法第八十条第三項の規定による退職一時金を除く。以下次項において同じ。）を受けるべき者である場合において、その者に係る退職一時金基礎額から退職一時金控除額を減じて得た額が、同法の規定による当該退職一時金の額に満たないときは、第六十一条の二第三項及び第六十一条の三第二項（第六十一条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、その者は、第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受ける者となし、当該退職一時金基礎額から同法の規定による退職一時金の額に相当する額を減じて得た額を退職一時金基礎額とみなす。

12 復帰組合員が、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき、国家公務員共済組合法の規定による退職一時金を受けるべき者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金については、これらに相当する当該退職一時金に係る同法の規定による給付が同時に行なわれるものとみなして、これらのこの法律の規定によ

る給付の額から当該国家公務員共済組合法の規定による給付の額を控除するものとする。

13 復帰組合員が、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき、普通恩給若しくは一時恩給又は旧法若しくは国家公務員共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは退職一時金（同法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第三項の規定による退職一時金に限る。）を受けるべき者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金の額の計算については、当該期間は、組合員期間から除算するものとする。

附則第二十五条第二項中「及び第七項の規定は、前項の場合に」を、「第七項、第十項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の場合について、前条第三項後段の規定は次項の場合について」に改める。

附則第二十五条第三項中「相当する金額を控除する」を「相当する金額（第五十四条第五項の規定による退職一時金又は遺族一時金に係る国家公務員共済組合法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する金額）を控除する」に「相当する金額を控除し」を「相当する金額（同法の規定による退職一時金にあつては、同法第八十条第二項第一号に掲げる額に相当する金額）を控除し」に改める。

附則第二十五条第四項中「第五十

四条第二項又は第五十九条第二項の規定にかかわらず、俸給日額にその者の組合員期間から第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間を除いた期間に応じ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする」を「第一項の

規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除算するものとする」に改める。
附則第二十五条第七項ただし書中「当該退職一時金の額」を「当該退職一時金基礎額」に改める。
別表第三の次に次の表を加える。

別表第三の二

退職時の年齢	率
十八歳未満	〇・九一
十八歳以上二十三歳未満	一・一三
二十三歳以上二十八歳未満	一・四八
二十八歳以上三十三歳未満	一・九四
三十三歳以上三十八歳未満	二・五三
三十八歳以上四十三歳未満	三・三一
四十三歳以上四十八歳未満	四・三二
四十八歳以上五十三歳未満	五・六五
五十三歳以上五十八歳未満	七・三八
五十八歳以上六十三歳未満	八・九二
六十三歳以上六十八歳未満	七・八一
六十八歳以上七十三歳未満	六・四四
七十三歳以上	四・九七

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第九条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 退職給付（第三十六条―第三十八条）」を「第二節 退職給付（第三十六条―第三十八條―第三十九條）」と改める。

第十八条の三に改める。
第十八条第三項ただし書中「ただし」の下に「通算退職年金」を加える。

第二十五条（見出しを含む）及び第二十六条第一項中「遺族一時金」の下に「死亡一時金」を加える。

第三十六條第三項中「支給を受けた後再び組合員となつた者」を「支給を受けた者（第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む。以下第三十九條第四項において同じ。）に、「前に支給を受けた退職一時金又は」を「その者の前の退職一時金の額の計算の基礎となつた第三十八條第二項第一号に掲げる額又は前に支給を受けた」に改め、「当該退職一時金」の下に「の額の計算の基礎となつた同号に掲げる額」を加える。

又は通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、二十五年以上であるとき。
二 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、二十年以上であるとき。
三 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。
四 他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。

（通算退職年金）
第三十七條の二 通算退職年金に關しては、この法律によるほか、通算年金通則法（昭和三十六年法律第 号）の定めるところによる。

3 通算退職年金は、前項の規定に該當する資格の喪失に係る組合員又は任意継続組合員であつた間の疾病又は負傷により障害年金を受ける権利が生じた者には、支給しない。

2 組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が六月以上二十年未満である組合員が生存脱退事由に該當してその資格を喪失した場合又は任意継続組合員が第三十七條第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由（以下「任意資格喪失事由」という。）に該當してその資格を喪失した場合において、これらの者がその資格の喪失の時又は喪失後に次の各号の一に該當し、又は該當するに至つたときは、その者が死亡するまで、通算退職年金を支給する。ただし、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。

4 通算退職年金の年額は、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これにその者についての第二項の規定に該當する資格の喪失に係る退職一時金の額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間の月数を乗じて得た額とする。
一 二万四千円
二 平均標準給与の月額の千分の六に相當する額に二百四十を乗じて得た額

一 通算対象期間を合算した期間

5 前項の場合において、その者に係る次条第二項第二号に掲げる額が同項第一号に掲げる額をこえるときは、通算退職年金の年額は、前項の規定にかかわらず、同条第二項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た割合を

前項の例により算定した額に乘じて得た額とする。

6 前二項の場合において、第二項の規定に該當する資格の喪失が二回以上あるときは、通算退職年金の年額は、それぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

7 前条第一項の規定は、通算退職年金の支給に準用する。この場合において、同項中「組合員」とあるのは「組合員又は任意継続組合員」と、「前条第一項ただし書」とあるのは「第三十七條の二第二項ただし書」と読み替へるものとする。

第三十八條第一項中「第十七條第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由」を「任意資格喪失事由」に改め、「ただし、」の下に「次項の規定により計算した額がない者及び」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 退職一時金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 平均標準給与の月額に、組合員又は任意継続組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乘じて得た額
二 前条第四項に定める通算退職年金の年額に、前項の規定に該當する資格の喪失の日における年齢に応じ別表第二の二に定める率を乘じて得た額

3 第三十八條に次の二項を加える。
第三十八條に達した後に第一項の規定の適用を受けることとなつた者が、前条第二項各号の一に該當しない場合において、第一項の規定

に該當する資格の喪失の日から六十日以内に、その者の退職一時金の額の計算上前項第二号に掲げる額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる額を退職一時金として支給する。

4 前項の規定による退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金の額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間は、前条第四項に規定する期間に該當しないものとする。

第三章第二節第三十八條の次に次の二条を加える。
（返還一時金）
第三十八條の二 前条第二項の退職一時金の支給を受けた者（同条第一項ただし書に規定する額がない者を含む。以下次条第一項及び第五十條の二第二項において同じ。）が退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者となつたときは、返還一時金を支給する。

2 返還一時金の額は、その者の退職一時金の額の計算の基礎となつた前条第二項第二号に掲げる額（その額が同項第一号に掲げる額をこえるときは、同号に掲げる額。以下次条第一項及び第五十條の二第二項において同じ。）に、同条第一項の規定に該當する資格の喪失の日（前日の属する月の翌月）から当該退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者となつた日の前日（第三十九條第四項の規定の適用を受ける者については、同項の障害年金を受けることと

なつた日）の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相當する額を加算して得た額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第三十七條の二第六項の規定は、前条第二項の退職一時金の支給に係る資格の喪失が二回以上ある者の返還一時金の額に準用する。

5 前条第四項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金の支給を受けた者に準用する。

第三十八條の三 第三十八條第二項の退職一時金の支給を受けた者が、次の各号の一に該當する場合（退職年金、通算退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者となつた場合を除く。）において、その該當するに至つた日から六十日以内に、同項第二号に掲げる額に相當する額の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、返還一時金を支給する。

一 第三十八條第一項の規定に該當する資格の喪失の後に六十歳に達したとき。
二 六十歳に達した後に前号に規定する資格の喪失があつたとき。
2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の返還一時金に準用する。この場合において、同条第二項中「当該退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者となつた日の前日（第三十九條第四項の規定の適用を受ける者については、

同項の障害年金を受けることとなつた日」とあるのは「第三十八條の三第一号に該当する場合においては同号に該当するに至つた日、同項第二号に該当する場合においては同号に該当するに至つた日の前日」と、同條第五項中「障害年金を受ける権利を有する者となることにより返還一時金」とあるのは「返還一時金」と読み替へるものとする。

第三十九條第四項を次のように改める。

4 第三十六條第三項の規定は、退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の障害年金の額を算定する場合に準用する。

第四十一條第二項中「第三十九條第四項」を「第三十六條第三項」に改める。

第四十四條第二項中「際受けるべきであつた退職一時金の額」を「際第三十八條第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の計算の基礎となる同條第二項第一号に掲げる額」に改める。

第四十五條第二項中「支給を受ける者」の下に「(第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む)」を、「退職一時金の額」の下に「(計算の基礎となる第三十八條第二項第一号に掲げる額)」を加える。

第五十條の次に次の一條を加える。

(死亡一時金)

第五十條の二 第三十八條第二項の退職一時金の支給を受けた者が通算退職年金又は返還一時金の支給

を受けないで死亡したときは、その者の遺族に死亡一時金を支給する。

2 死亡一時金の額は、その死亡した者に係る第三十八條第二項第二号に掲げる額に、その者の同條第一項の規定に該当する資格の喪失の日の前日の属する月の翌月からその死亡した日の属する月の前月までの期間に應ずる利率に相当する額を加算して得た額とする。

3 第三十八條の二第三項及び第四項の規定は、死亡一時金の額に準用する。

第五十二條第五号中「第十七條第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由」を「任意資格喪失事由」に改め、「退職一時金の額」の下に「(計算の基礎となる第三十八條第二項第一号に掲げる額)」を加え、同條第六号中「退職一時金の額」の下に「(計算の基礎となる第三十八條第二項第一号に掲げる額)」を加える。

第六十三條第一項中「又は掛金」を「掛金」に改め、「徴収」の下に「又は通算年金通則法第七條第一項の規定による確認」を加える。

第六十六條第一項中「又は掛金」を「掛金」に改め、「徴収」の下に「又は通算年金通則法第七條第一項の規定による確認」を加え、「又は徴収」を「徴収又は確認」に改める。

附則第五條中「退職年金、退職一時金、遺族年金又は遺族一時金の額について」を「退職年金の額、退職一時金の額の計算の基礎となる第三十八條第二項第一号に掲げる額又は

遺族年金若しくは遺族一時金の額」に、「次の各号」を「それぞれ次の各号」に改め、「をそれぞれ当該規定に定めらるる退職年金、退職一時金、遺族年金又は遺族一時金の額」を削り、「退職一時金又は遺族一時金」を「第二号又は第四号に掲げる

額」に改め、同項第二号中退職一時金の額の下に「(計算の基礎となる第三十八條第二項第一号に掲げる額)」を加え、「第三十八條第二項の規定により算定した額」を「その額」に改める。

2 昭和三十六年四月一日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に死亡した保険給付の受給権者に係る未支給の保険給付につき改正後の厚生年金保険法第三十七條第三項の規定によりその保険給付を受けるべき遺族の順位を定める場合において、先順位者たるべき者(先順位者たるべき者が二人以上あるときは、そのすべての者)が施行日の前日までに死亡しているときは、施行日におけるその次順位者を、当該未支給の保険給付を受けるべき順位の遺族とする。

3 改正後の厚生年金保険法第三十七條の規定は、施行日前に改正前の同條の規定により未支給の年金又はその支給を請求する権利を取得した者のその取得した権利を妨げない。

第四條 改正後の厚生年金保険法第四十六條の三の規定による通算老齢年金は、昭和三十六年四月一日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者の同日前の厚生年金保険法による被保険者期間に基づいては、支給しない。ただし、その被保険者期間が通算年金通則法附則第二條第一項ただし書の規定により通算対象期間とされるに至つたときは、この限りでない。

第五條 昭和三十六年四月一日において厚生年金保険法による被保険

別表第一の二

退職一時金の支給に係る資格の喪失の日における年齢	率
一八歳未満	〇・九一
一八歳以上二三歳未満	一・一三
二三歳以上二八歳未満	一・四八
二八歳以上三三歳未満	一・九四
三三歳以上三八歳未満	二・五三
三八歳以上四三歳未満	三・三一
四三歳以上四八歳未満	四・三二
四八歳以上五三歳未満	五・六五
五三歳以上五八歳未満	七・三八
五八歳以上六三歳未満	八・九二
六三歳以上六八歳未満	七・八一
六八歳以上七三歳未満	六・四四
七三歳以上	四・九七

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第一項及び第七十七條の二第三項の規定の適用については、通算年金通則法附則第二條第一項に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、通算対象期間とする。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 昭和三十六年四月一日前に死亡した受給権者に係る未支給の

者期間が一年以上であつた者で同法第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいづれをも満たしてゐなかつたもののうち、同日において現に厚生年金保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であり、改正後の厚生年金保険法第四十六条の三第一号イからニまでのいづれかに該当し、かつ、六十歳以上であつた者に対しては、昭和三十六年四月一日にさかのぼつて、同条の通算老齢年金を支給する。

2 前項の規定による通算老齢年金は、厚生年金保険法第三十六条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年四月一日からその支給を始める。

3 昭和三十六年四月一日において厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であつた者で同法第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいづれをも満たしてゐなかつたもののうち、同日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者が、同日以後に厚生年金保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた場合において、その際現に六十歳以上であり、かつ、改正後の厚生年金保険法第四十六条の三第一号イからニまでのいづれかに該当しているか又は該当するに至つたときは、その者に對し、同条の通算老齢年金を支給

する。この場合において、その者が厚生年金保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた日が、施行日前であるときは、その者に対する通算老齢年金の支給は、その日にさかのぼるものとする。

第六条 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に脱退手当金の支給を受けた者には、その脱退手当金の額の計算の基礎となつた被保険者期間に基づいては、通

算老齢年金は、支給しない。

第七条 次の表の上欄に掲げる者であつて、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であるものは、改正後の厚生年金保険法第四十六条の三の規定の適用については、同条第一号イに該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するとき

は、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と同法第六條第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

第八條 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、厚生年金保険法第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年

のいづれをも満たしてゐないものが、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したときは、改正後の厚生年金保険法第四十六条の三の規定に該当するに至つたものとみなして、その者に、同条の通算老齢年金を支給する。

第九條 施行日前に被保険者の資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給権を取得した者に支給する当該資格喪失に係る脱退手当金については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる者に対しては、従前の例により脱退手当金を支給する。ただし、第一号及び第二号に掲げる者については、従前の例による脱退手当金を支給すべき場合において、その支給を受けるべき者がその際通算老齢年金の受給権を取得したときは、この限りでない。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二 施行日前から引き続き第二種被保険者であり、同日から起算して五年以内に被保険者の資格

を喪失した者

三 旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）による被保険者であつた期間に基づく被保険者期間が五年以上である女子であつて、昭和二十九年五月一日前に被保険者の資格を喪失し、かつ、同年四月三十日において五十歳未満であつたもの。

3 前二項に規定する脱退手当金の受給権は、その受給権者が施行日以後において通算老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

4 第一項の規定による脱退手当金の受給権者であつて、施行日前にさかのぼつて通算老齢年金の受給権を取得したこととなるものについては、その者が通算老齢年金の支給を受けたときは、その脱退手

当金の受給権は消滅し、その者が脱退手当金の支給を受けたときは、さかのぼつて通算老齢年金の受給権を取得しなかつたものとみなす。

5 第一項の規定による脱退手当金の受給権者が昭和三十六年四月一日以後に死亡した場合又は第二項の規定による脱退手当金の受給権者が施行日以後に死亡した場合には、これらの規定にかかわらず、改正後の厚生年金保険法第三十七条の規定を準用する。

6 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に改正前の厚生年金保険法第六十九条又は附則第二十二條の二の規定による脱退手当金の支給を受けた者が、施行日から起算して六月以内に都道府県知事に申し出て、その支給を受けた脱退手当金の額に相当する額を返還したときは、その者は、その脱退手当金の支給を受けなかつたものとみなす。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 改正後の船員保険法第三十九条ノ二の規定による通算老齢年金は、昭和三十六年四月一日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者の同日前の船員保険法による被保険者であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、その期間が通算年金通則法附則第二条第一項ただし書の規定により通算対象期間とされるに至つたときは、この限りで

ない。

第十一條 昭和三十六年四月一日において船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であつた者で同法第三十四条第一項各号のいずれにも該当していなかつたもののうち、同日において現に船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であり、改正後の船員保険法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当し、かつ、六十歳以上であつた者に対しては、昭和三十六年四月一日にさかのぼつて、同条の通算老齢年金を支給する。

2 前項の規定による通算老齢年金は、改正後の船員保険法第二十四条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年四月一日からその支給を始める。

3 昭和三十六年四月一日において船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であつた者で同法第三十四条第一項各号のいずれにも該当していなかつたもののうち、同日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者が、同日後に船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた場合において、その際現に六十歳以上であり、かつ、改正後の船員保険法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当しているか又は該当するに至つたときは、その者

に対し、同条の通算老齢年金を支給する。この場合において、その者が船員保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた日が、施行日前であるときは、その者に対する通算老齢年金の支給は、その日にさかのぼるものとする。

第十二條 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に脱退手当金の支給を受けた者には、その脱退手当金の額の計算の基礎となつた被保険者期間に基づいては、

通算老齢年金は、支給しない。

第十三條 次の表の上欄に掲げる者であつて、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であるものは、改正後の船員保険法第三十九条ノ二の規定の適用については、同条第一号イに該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月

一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と

他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するとき、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と同法第六條第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

第十四條 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しないものが、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したときは、改正後の船員保険法第三十九条ノ二の規定に該当するに至つたものとみなして、その者に、同条の通算老齢年金を支給する。

大正五年四月一日以前に生まれた者	七年六月
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	八年三月
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	九年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	九年九月
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十年六月

第十五條 施行日前に被保険者の資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給権を取得した者に支給する当該資格の喪失に係る脱退手当金については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる者に対して

は、従前の例により脱退手当金を支給する。ただし、従前の例による脱退手当金を支給すべき場合において、その支給を受けるべき者がその際通算老齢年金を受ける権利を有するに至つたときは、この限りでない。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二 施行日前から引き続き被保険者であり、同日から起算して五年以内に被保険者の資格を喪失した女子

3 前二項に規定する脱退手当金を受ける権利を有する者が施行日以後において通算老齢年金を受ける権利を有するに至つたときは、その脱退手当金を受ける権利を失う。

4 第一項の規定による脱退手当金を受ける権利を有する者であつて、施行日前にさかのぼつて通算老齢年金を受ける権利を有するに至つたこととなるものについては、その者が通算老齢年金の支給を受けたときは、その脱退手当金を受ける権利は消滅し、その者が脱退手当金の支給を受けたときは、さかのぼつて通算老齢年金を受ける権利を有するに至らなかつたものとみなす。

5 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に改正前の船員保険法第四十六條の規定による脱退手当金の支給を受けた者が、施行日から起算して六月以内に都道府県知事に申し出て、その支給を受けた脱退手当金の額に相当する額を返還したときは、その者は、その脱退手当金の支給を受けなかつたものとみなす。

の脱退手当金の支給を受けなかつたものとみなす。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第十六條 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條の次に次の一条を加える。

(特別加給金)

第十三條の二 第二條第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する厚生年金保険法による老齢年金の額が、厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る第一号に規定する額と、船員保険の被保険者であつた期間に係る第二号に規定する額との合算額に満たないときは、その差額を、その者が六十歳に達した月の翌月以降に支給する老齢年金の額に加給する。

一 その者が船員保険の被保険者であつた期間を計算に入れないうで厚生年金保険法第四十二條第一項各号に規定するいづれかの期間を満たしている場合には、同法第四十三條の規定により計算した額

二 その者が船員保険法第三十四條第一項各号に規定するいづれかの期間を満たしている場合には、同法第三十五條の規定により計算した額と加給する。

金に相当する額との合算額、その他の場合には、同法第三十九條ノ三の規定により計算した額

2 第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する船員保険法による老齢年金の額と加給金の額との合算額が、船員保険の被保険者であつた期間に係る第一号に規定する額と、厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る第二号に規定する額との合算額に満たないときは、その差額を、その者が六十歳に達した月の翌月以降に支給する老齢年金の額に加給する。

一 その者が厚生年金保険の被保険者であつた期間を計算に入れないうで船員保険法第三十四條第一項各号に規定するいづれかの期間を満たしている場合には、同法第三十五條の規定により計算した額と加給する。

二 その者が厚生年金保険法第四十二條第一項に規定するいづれかの期間を満たしている場合には、同法第四十三條の規定により、その他の場合には、同法第四十六條の四の規定により計算した額

第十九條の次に次の二條を加える。

(通算老齢年金の調整)

第十九條の二 第二條第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三條第一項若しくは第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者であつて、厚生年金保険法第四十二條第一項各号のいづれかに規定する被保険者期間又は船員保険法第三十四條第一項若しくは第三十三條第一項若しくは第三十三條に規定する期間を満たしたものに對しては、厚生年金保険法又は船員保険法による通算老齢年金は、支給しない。

第十九條の三 厚生年金保険法による通算老齢年金の受給権者が船員保険の被保険者(組合員たる船員保険の被保険者を除く)となつたとき、又は船員保険法による通算老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となつたときは、その被保険者である間は、当該通算老齢年金の支給を停止し、その受給権者が船員保険法第三十四條第一項第一号若しくは第三十三條に規定する期間又は厚生年金保険法第四十二條第一項各号のいづれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたときは、当該通算老齢年金の受給権は、消滅する。

2 前項の規定により通算老齢年金の支給が停止されている間は、当該通算老齢年金の受給権の消滅時効は、その進行を停止する。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 厚生年金保険及び船員保険交渉法第二條第一項の規定により昭和三十六年四月一日前の船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は同法第三條第一項若しくは第四條第一項の規定により同日前の厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者で、同日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつたものに對して支給する厚生年金保険法又は船員保険法による老齢年金については、改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十三條の二の規定にかかわらず、同條の加給を行わない。ただし、その者の昭和三十六年四月一日前の船員保険又は厚生年金保険の被保険者であつた期間が通算年金通則法附則第二條第一項ただし書の規定により通算対象期間とされるに至つたときは、この限りでない。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十八條 改正後の国家公務員共済組合法第七十九條の二の規定による通算退職年金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に

おける退職につき改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の国家公務員共済組合法第八十条第二項第二号に掲げる金額（その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額）に相当する金額（以下附則第二十二條第二項において「控除額相当額」という。）を組合に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員期間に

ついで、この限りでない。
第十九条 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の国家公務員共済組合法第七十九條の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の
通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において

て、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するとき、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3 第一項の表（大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。）の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の国家公務員共済組合法第七十九條の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

第二十條 改正後の国家公務員共済組合法第八十條又は第九十三條の規定は、施行日以後の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金について適用し、同日前の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金については、なお従前の例による。

第二十一條 施行日前から引き続き組合員であつて次の各号の一に該当する者について改正後の国家公務員共済組合法第八十條第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出したときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金に

ついで、同条第三項の規定を適用する。
一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者
二 施行日から三年以内に退職する男子
三 施行日から五年以内に退職する女子

第二十二條 改正後の国家公務員共済組合法第八十條の二、第八十條の三又は第九十三條の二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日以前の退職に係る退職一時金（夜間の退職一時金とみなされるものを除く。）を含まないものとする。

2 附則第十八條ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の国家公務員共済組合法第八十條第二項の退職一時金とみなして、同法第八十條の二、第八十條の三及び第九十三條の二の規定を適用する。この場合において、同法第八十條の二第二項中「前に退職した日」とあり、又は同法第九十三條の二第二項中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

（国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部改正に伴う経過措置）
第二十三條 改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法第九條又は第三十五條の規定は、施行日後の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金につ

いて適用し、同日前の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金については、なお従前の例による。

（市町村職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第二十四條 改正後の市町村職員共済組合法第四十二條の二の規定による通算退職年金は、施行日以前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の市町村職員共済組合法第四十三條の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の同法第四十三條第二項第二号に掲げる金額（その額が同項第一号に掲げる金額（改正前の同法第四十三條第二項ただし書の規定の適用を受けた者にあつては、改正後の同条第三項に規定する金額とし、改正前の同法附則第三十一項の規定の適用を受けた者にあつては、改正後の同項の規定による控除をした後の改正後の同法第四十三條第二項第一号に掲げる金額とする。）をこえるときは、そのこえる額を控除した金額）に相当する金額（以下附則第二十八條第二項において「控除額相当額」という。）をその組合に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間については、この限りでない。

第二十五條 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後

の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改

正後の市町村職員共済組合法第四十二條の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日まで	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日まで	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日まで	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日まで	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日まで	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日まで	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日まで	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日まで	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日まで	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日まで	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日まで	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日まで	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日まで	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日まで	二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するとき

は、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と同条第二項本文に規定する期間に満たない場合にお

いても、これを算入するものとす

る。

3 第一項の表（大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く）の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の組合員であつた期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間以上であるものは、改正後の市町村職員共済組合法第四十二條の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該

当するものとみなす。

第二十六條 改正後の市町村職員共済組合法第四十三條の規定は、施行日以後の退職に係る退職一時金について適用し、同日前の退職に係る退職一時金については、なお従前の例による。

第二十七條 施行日前から引き続き組合員であつて次の各号の一に該当する者について改正後の市町村職員共済組合法第四十三條第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第四項の規定を適用する。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二 施行日から三年以内に退職する男子

三 施行日から五年以内に退職する女子

第二十八條 改正後の市町村職員共済組合法第四十三條の二、第四十三條の三又は第五十四條の二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日以前の退職に係る退職一時金（次項の規定により同法第四十三條第二項の退職一時金とみなされるものを除く）を含まないものとす。

2 附則第二十四條ただし書に規定する者については、その者が支給

を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の市町村職員共済組合法第四十三條第二項の退職一時金とみなして、同法第四十三條の二、第四十三條の三及び第五十四條の二の規定を適用する。この場合において、同法第四十三條の二第二項中「前に退職した日」とあり、又は同法第五十四條の二第二項中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九條 改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五條の二の規定による通算退職年金は、施行日前の退職（同法第十六條第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた場合をいう。以下本条及び附則第三十一條から附則第三十三條までにおいて同じ。）に係る退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五條

の二において準用する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第四十一條の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五條の三第二項第二号に掲げる金額（その額が支給を受けた退職一時金の額をこえるときは、その退職一時金の額）に相当する金額（以下附則第三十三條第二項において「控除額相当額」という。）を組合に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間については、この限りでない。

第三十條 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五條の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日まで	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日まで	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日まで	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日まで	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日まで	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日まで	十六年

大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3 第一項の表（大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く）の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の組合員であつた期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

第三十一条 改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三の規定は、施行日以後の退職に係る退職一時金について適用し、同日前

の退職に係る退職一時金については、なお従前の例による。

第三十二条 施行日前から引き続き組合員であつて次の各号の一に該当する者について改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者
二 施行日から三年以内に退職する男子
三 施行日から五年以内に退職する女子

第三十三条 改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の四から第二十五条の六までの規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日前の

退職に係る退職一時金（次項の規定により同法第二十五条の三第二項の退職一時金とみなされるものを除く）を含まないものとする。

2 附則第二十九条ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第二項の退職一時金とみなして、同法第二十五条の四から第二十五条の六までの規定を適用する。この場合において、同法第二十五条の四第二項中「前に退職した日」とあり、又は同法第二十五条の六第二項中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

（私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律の効力）
第三十四条 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）のうち、本則の規定はこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法の規定を、附則第十九項の規定は通算年金通則法（昭和三十六年法律第 号）の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。（公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置等）
第三十五条 施行日前に退職した者に対する公共企業体職員等共済組合法の規定による退職一時金の支給については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用を受ける者

（昭和三十六年四月一日以後に退職した者に限る。）については、改正後の公共企業体職員等共済組合法の規定による当該退職に係る通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金は、支給しない。ただし、施行日以後六十日以内に、その支給を受けるべき退職一時金の額から同法の規定を適用するとしたならば受けることとなる退職一時金の額を控除して得た額（同法第五十四条第一項ただし書に該当する者にあつては、その支給を受けるべき退職一時金の全額。以下第四項及び次条において「退職一時金差額相当額」という。）を返還した者については、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により支給を受けるべき退職一時金の全額を返還した者は、改正後の公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第三項及び第六十一条の三第二項（同法第六十一条の四第二項において準用する場合を含む。以下次項において同じ。）の規定の適用については、同法第五十四条第一項ただし書の規定の適用を受ける者とみなす。

4 第二項ただし書の規定により退職一時金差額相当額を返還した者又はその遺族に対して支給すべき返還一時金又は死亡一時金については、改正後の公共企業体職員等共済組合法第六十一条の三第二項中「退職した日」とあるのは、「退職一時金差額相当額を返還した日」とする。

第三十六条 改正後の公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第二項、第六十一条の三第一項及び第六十一条の四第一項に規定する退職一時金には、昭和三十六年四月一日前の退職に係る退職一時金を含まないものとする。

第三十七条 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間において改正後の公共企業体職員等共済組合法附則に規定する転出組合員、復帰組合員又は転入組合員であつた者について、同法の規定による退職一時金の額（退職一時金基礎額又は控除額を含む。）又は通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金の額の計算をする場合において、その者が改正前の国家公務員共済組合法の規定（この法律附則第二十條の規定によりその例による場合を含む。）による退職一時金の支給を受けるべき者であるときは、その者は、改正後の国家公務員共済組合法第八十条第三項の規定による退職一時金の支給を受けるべき者とみなす。ただし、この法律附則第十八条ただし書の規定により同条ただし書の控除額相当額を返還した者は、改正後の国家公務員共済組合法第八十条第一項及び第二項の規定による退職一時金の支給を受けるべき者とみなす。

第三十八条 次の表の上欄に掲げる者であつて、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後

員等共済組合法第六十一条の二第二項、第六十一条の三第一項及び第六十一条の四第一項に規定する退職一時金には、昭和三十六年四月一日前の退職に係る退職一時金を含まないものとする。

の公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項、第六十一条の二第二項及び第六十一条の三第一項の規定の適用については、同法第六十一条の二第二項第一号に該当するものとみなす。同表（大正十

四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。の上欄に掲げる者であつて、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間が同表の下欄に掲げる期間以上であるものについても、同様とする。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2

通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項前段の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同条第二項本

文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

第三十九條 施行日前から引き続き公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合の組合員である者であつて、次の各号の一に該当するものは、退職後六十日以内に限り、改正後の同法の規定による退職一時金の額の計算上同法第五十

四條第二項の規定による減算をしないことを希望する旨を組合に申し出ることができる。
一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者
二 施行日から三年以内に退職した男子
三 施行日から五年以内に退職した女子

2 改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による申出をした者について準用する。この場合において、同条第六項中「通算退職年金」とあるのは、「通算退職年金、返還一時金」と読み替へるものとする。

第四十條 改正後の公共企業体職員等共済組合法附則第二十四條（同法附則第二十六條において準用する場合を含む。）及び第二十五條の規定の適用については、この法律附則第二十一條の規定による申出をした者に係る当該退職一時金は改正後の国家公務員共済組合法第八十條第三項の規定による退職一時金と、前条第一項の規定による申出をした者に係る当該退職一時金は改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項の規定による退職一時金とみなす。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一條 改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十七條の二の規定による通算退職年金は、施行日以前の資格の喪失に係る退職一時金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間に基づ

いては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月二日から施行日までの間における組合員又は任意継続組合員の資格の喪失につき改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十八條の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八條第二項第二号に掲げる額（その額が同項第一号に掲げる額をこえるときは、同号に掲げる額）に相当する額（以下附則第四十五條第二項において「控除額相当額」という。）を組合に返還し

たものの当該退職一時金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間については、この限りでない。
第四十二條 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十七條の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月二日から大正十年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月二日から大正十一年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月二日から大正十二年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するとき、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3 第一項の表（大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く）の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む）がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十七條の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

第四十三條 改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八條の規定は、施行日後の資格の喪失に係る退職一時金について適用し、同日以前の資格の喪失に係る退職一時金については、なお従前の例による。

第四十四條 施行日前から引き続き組合員又は任意継続組合員であつて次の各号の一に該当する者について改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八條第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、これらの規定の適用を受けることとなつた日から六

十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる額の控除を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二 施行日から三年以内に改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八條第一項に規定する事由に該当してその資格を喪失する男子

三 施行日から五年以内に前号に掲げる事由に該当してその資格を喪失する女子

第四十五條 改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八條の二、第三十八條の三及び第五十條の二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日以前の資格の喪失に係る退職一時金（次項の規定により同法第三十八條第二項の退職一時金とみなされるものを除く）を含まないものとする。

2 附則第四十一條ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の資格の喪失に係る退職一時金を改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十八條第二項の退職一時金とみなして、同法第三十八條の二、第三十八條の三及び第五十條の二の規定を適用する。この場合において、同法第三十八條の二第二項中「同条第一項の規定に該当する資格の喪失の日の前日」とあり、又は同法第五十條の二第二項中「その者の同条第一項の規定に該当する資格の喪失の日の前日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第四十六條 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三條第三号中「（国民年金法による年金給付を含む。次条第一項において同じ。）」の下に「又は通算年金通則法（昭和三十六年法律第 号）第七條第一項の規定による確認」を加え、「当該保険給付」を「当該処分」に改める。

九月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働組合法の一部を改正する法律案（村尾重雄君外二名発議）
一、労働基準法の一部を改正する法律案（村尾重雄君外二名発議）
一、最低賃金法の一部を改正する法律案（村尾重雄君外二名発議）

労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法の一部を改正する法律

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。
第十九條第二十一項後段中「第九項」を「第七項中「労働組合」とあるのは「労働組合（当該都道府県を

含む二以上の都道府県の区域にわたつて組織を有する労働組合がその規約の定めに基づいて支部、分会等の下部組織を設けている場合において当該下部組織が政令の定めるところに該当するときは、当該下部組織に所属する組合員を代表する者として当該労働組合が定める者」と、第九項に改め、同条第二十二項本文中「地方労働委員会に関する規定」の下に「（前項後段の規定中第七項に係る部分を除く。）」を加える。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して五十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）
2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の労働組合法第九條第二十一項において準用する同法同条第七項の規定に基づき地方労働委員会の労働者を代表する委員の候補者の推薦を求める手続が開始されている場合における当該推薦については、なお従前の例による。

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法の一部を改正する法律

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第六十二條第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同条第三項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際現に改正前の労働基準法第六十二條第三項の規定による行政官庁の許可を受けているものについては、この法律の施行の日から起算して六箇月間は、なお従前の例による。

最低賃金法の一部を改正する法律案

最低賃金法の一部を改正する法律

最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。
第一條中「事業若しくは」を「産業、事業若しくは」に改める。
第三條中「類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力」を「及び類似の労働者の賃金」に改める。

第九條から第十六條までを次のように改める。
（労働協約に基づく地域的最低賃金）
第九條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者の大部分が賃金の最低額に関する定めを含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者の大部分の合意による申請があつたときは、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議

会（以下「最低賃金審議会」という。）の議決を経て、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができ、

（業者間協定に基づく最低賃金）

第十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の最低額に関する業者間協定（使用者又は使用者の団体の間における協定をいう。以下同じ。）が締結された場合において、その当事者の全部の合意による申請があつたときは、最低賃金審議会が当該業者間協定における賃金の最低額に関する定めが適当であると認めた場合に限り、その定めに基づき、その申請の際の当事者である使用者（当事者である使用者の団体の構成員である労働者を含む。）及びその使用する労働者に適用する最低賃金の決定をすることができる。

2 前項の規定による最低賃金は、同項の申請があつた後に当該業者間協定に参加した使用者（参加した使用者の団体の構成員である使用者を含む。）及び当該業者間協定の当事者である使用者の団体に加入した使用者並びにこれらの者の使用する労働者についても適用があるものとする。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が第一項の規定による一の最低賃金の適

用を受ける場合又は同項の規定による二以上の最低賃金で最低賃金額について実質的に内容を同じくするもののいずれかの適用を受ける場合において、これらの最低賃金の適用を受ける使用者の大部分の者の合意による申請があつたときは、最低賃金審議会が当該最低賃金が適当であると認めた場合に限り、これらの最低賃金に基づき、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができ、

（異議の申出）

第十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九條又は前条第三項の申請があつたときは、労働省令で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

2 第九條又は前条第三項に規定する同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る労働協約又は最低賃金の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から三十日以内に労働大臣又は都道府県労働基準局長に異議を申し出ることができる。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第一項の規定による公示の日から三十日を経過するまでは、第九條又は前条第三項の決定

をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

5 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九條又は前条第三項の規定による申出があつたときは、第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限りて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができ、

（最低賃金の改正等）

第十二條の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九條又は第十條の規定による最低賃金について、これらの最低賃金の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができ、

（最低賃金審議会の勧告に基づく最低賃金）

第十二條 最低賃金審議会は、一定の産業、事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため最低賃金の決定又は改正をすることが適当であると認めるときは、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、最低賃金の決定又は改正について勧告をすることができ、

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による勧告を受けたときは、その意見を尊重して、すみやかに最低賃金の決定又は改正その他の必要な措置をとらなければならない。

（中央最低賃金審議会の勧告に基づく全国最低賃金）

第十三條 中央最低賃金審議会は、毎年四月一日に、全国最低賃金の決定又は改正をすることが可能かつ適当であると認める一定の産業、事業又は職業について、労働大臣に対し、当該全国的最低賃金の決定又は改正につき、その額を明示して、勧告を行なわなければならない。

2 前条第二項の規定は、労働大臣が前項の規定による勧告を受けた場合について準用する。

（職権による最低賃金の改正等）

第十四條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九條、第十條、第十二條又は前条の規定による最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、最低賃金審議会の議決を経て、その最低賃金の改正又は廃止の決定をすることができ、

（労働者の請求による調査）

第十五條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の産業、事業、職業又は地域の労働者がその百人以上の合意により当該産業、事業、職業又は地域について最低賃金の決定のための調査をすべきことを請求したときは、当該請求に係る産業、事業、職業又は地域の労働者の全部及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金を決定することが適当であるかどうかを調査しなければならない。

（職権により決定する最低賃金）

第十六條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の産業、事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要であると認めるとき又は前条の規定による調査の結果必要であると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その議決を経て、最低賃金の決定をすることができ、

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定により決定した最低賃金について必要があるとき、その改正又は廃止の決定をすることができ、

（再審議の請求）

第十六條の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九條、第十條第一項若しくは第三項、第十四條若しくは前条又は第十二條第一項若しくは第十三條第一項の規定による最低賃金審議会の議決又は勧告がなされた場合において、その議決又は勧告により難いと認めるときは、理由を附して、最低賃金審議会に再審議を求めることができる。

第十七條第二項中「第十條、第十一條及び前条第一項」を「第九條、第十條第三項、第十二條第二項、第十三條第二項及び第十六條第一項」に改める。

第十八條中「第九條第一項、第十條又は第十一條」を「第九條又は第十條第一項若しくは第三項」に、「業者間協定又は労働協約」を「労働協約又は業者間協定」に改める。

第二十條を次のように改める。

(職権により決定する最低賃金)

第二十條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の業務又は地域について、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その議決を経て、当該家内労働者及びこれに係る委託者に適用する最低賃金の決定をすることができ

る。

(最低賃金審議会の勧告に基づく最低賃金)

第二十條の二 最低賃金審議会は、一定の業務又は地域について、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため最低賃金の決定が適当であると認めるときは、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、最低賃金の決定について勧告することができ

る。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の勧告を受けたときは、その勧告を尊重して、すみやかに最低賃金の決定その他の必要な措置をとらなければならない。

(最低賃金の改正等)

第二十條の三 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第二十條又は前条第二項の規定による最低賃金について、これらの最低賃金の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

正又は廃止の決定をすることができ

る。

(再審議の請求に関する規定の準用)

第二十條の四 第十六條の二の規定は、第二十條、第二十條の二第二項又は前条の規定について準用する。

第二十二條第一項中「当該最低賃金」を「当該家内労働者」と同一又は類似の業務に従事する労働者の賃金水準」に改める。

第二十三條第三項中「第六條」を「第六條及び第七條」に改める。

第二十九條第一項を次のように改める。

第二十九條 労働者を代表する委員は関係労働組合の推薦に基づいて、使用者を代表する委員は関係使用者団体の推薦に基づいて、公益を代表する委員は労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の同意を得て、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

第三十一條第一項中「必要に応じ、」を削り、「事業」を「産業、事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 最低賃金審議会は、次の各号に掲げる場合には、専門部会に置かなければならない。

一 第十條第一項若しくは第三項若しくは第十六條第一項の規定による最低賃金の決定若しくは第二十條の規定による最低賃金の決定又はこれらの改正の決定について調査審議を求められたとき。

三 第二十二條の規定による最低賃金の決定若しくは第二十條の二第二項の規定による最低賃金の決定又はこれらの改正の決定について勧告を行なうとするとき。

第三十一條第四項中「前項に規定する委員のほか、」を削る。

第三十六條第一項中「第九條第一項及び第二項、第十條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條第一項及び第二項並びに第二十條第一項及び第三項」を「第九條、第十條第一項及び第三項、第十一條の二、第十二條第二項、第十四條、第十五條及び第十六條並びに第二十條、第二

十條の二第二項及び第二十條の三」に改め、同条第二項中「不適当となつたと認めるときは、」の下に「あらかじめ中央最低賃金審議会に諮問し、その意見を尊重して、」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第十六條の二の規定は、労働大臣が、前項の規定による命令をしようとする場合について準用する。

第四十二條第一項中「必要に応じ、」を削り、「事業」を「産業、事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 船員労働委員会は、次の各号に掲げる場合に最低賃金専門部会を置かなければならない。

一 第十條第一項若しくは第三項若しくは第十六條第一項の規定による最低賃金の決定又はこれらの改正の決定について調査審議を求められたとき。

二 第十二條第二項若しくは第十條第二項の規定による最低賃金の決定又はこれらの改正の決定について勧告を行なうとするとき。

第四十二條の次に次の一條を加える。

(不利益取扱いの禁止)

第四十二條の二 使用者又は委託者は、労働者又は家内労働者が次の各号に掲げる行為をしたことを理由として、その労働者を解雇し又はその家内労働者に対する委託関係を打ち切り、その他これらに對して不利益な取扱いをしてはならない。

一 労働者又は家内労働者が第五條第一項又は第二十三條第一項の規定に違反したことの申告を行なつたこと。

二 最低賃金審議会若しくは船員労働委員会又は専門部会若しくは最低賃金専門部会が最低賃金の決定について調査審議を行なう場合に、労働者がこれに関与したこと。

三 労働者が第十五條の規定による調査の請求を行なつたこと。

四 最低賃金審議会又は専門部会が最低賃金の決定について調査審議を行なう場合に、労働者又は家内労働者がこれに関与したこと。

五 労働者又は家内労働者が第三十五條の規定による報告をしたこと。

第四十四條中「又は第二十三條第一項」を「第二十三條第一項又は第四十二條の二」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める。

(経過措置)

第二条 改正前の第九條第一項、第十條、第十一條又は第十六條第一項の規定による最低賃金は、それぞれ改正後の第十條第一項、第十條第三項、第九條又は第十六條第一項の規定による最低賃金とみなす。

第三条 この法律施行前になされた改正前の第九條第一項、第十條、第十一條又は第十三條第一項の規定による申請は、それぞれ、改正後の第十條第一項、第十條第三項、第九條又は第十一條の二の規定による申請とみなす。

(労働省設置法の改正)

第四条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項の表中央最低賃金審議会の項中「労働大臣の諮問に應じ」を「最低賃金若しくは最低賃金の決定又はこれらの改正若しくは廃止の決定について、議決し又は労働大臣に対して勧告するほか、労働大臣の諮問に應じ」に改める。

第十六條第一項の表地方最低賃金審議会の項中「都道府県労働基準局長の諮問に應じ」を「最低賃金若しくは最低賃金の決定又はこれらの改正若しくは廃止の決定について、議決し又は都道府県労働

基準局長の諮問に應じ」に改める。

基準局長に対して勧告するほか、
都道府県労働基準局長の諮問に
「に改める。

（労働組合法の改正）

第五条 労働組合法（昭和二十四年
法律第七十四号）の一部を次の
ように改正する。

第十八条第四項中「第十一条」
を「第九条」に改める。

昭和三十六年十月九日印刷

昭和三十六年十月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局